

紀南地域森林計画書

(紀南森林計画区)

自 2024年(令和6年)4月1日

計画期間

至 2034年(令和16年)3月31日

和歌山県

目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概要	1
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	3
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II	計画事項	5
第1	計画の対象とする森林の区域	5
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
(1)	森林の整備及び保全の目標	6
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	7
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	8
2	その他必要な事項	8
第3	森林の整備に関する事項	9
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	9
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	10
(3)	その他必要な事項	10
2	造林に関する事項	11
(1)	人工造林に関する指針	11
(2)	天然更新に関する指針	12
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	13
(4)	その他必要な事項	13
3	間伐及び保育に関する事項	14
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	14
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	14
(3)	その他必要な事項	15
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	16
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	16
(3)	その他必要な事項	17
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	18
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	18
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	18
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	18
(5)	林産物の搬出方法等	19
(6)	その他必要な事項	19
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	20

(1)	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針.....	20
(2)	森林経営管理制度の活用に関する方針.....	20
(3)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	20
(4)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	21
(5)	林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針.....	21
(6)	その他必要な事項.....	22
第4	森林の保全に関する事項.....	23
1	森林の土地の保全に関する事項.....	23
(1)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	23
(2)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区.....	23
(3)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	24
(4)	その他必要な事項.....	24
2	保安施設に関する事項.....	25
(1)	保安林の整備に関する方針.....	25
(2)	保安施設地区の指定に関する事項.....	25
(3)	治山事業の実施に関する事項.....	25
(4)	特定保安林の整備に関する事項.....	25
(5)	その他必要な事項.....	25
3	鳥獣害の防止に関する事項.....	25
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針.....	25
(2)	その他必要な事項.....	26
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	27
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針.....	27
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	27
(3)	林野火災の予防の方針.....	27
(4)	その他必要な事項.....	27
第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項.....	28
(1)	保健機能森林の区域の基準.....	28
(2)	その他保健機能森林の整備に関する事項.....	28
第6	計画量等.....	29
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積.....	29
2	間伐面積.....	29
3	人工造林及び天然更新別の造林面積.....	29
4	林道の開設及び拡張に関する計画.....	30
5	保安林整備及び治山事業に関する計画.....	35
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	35
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	38
(3)	実施すべき治山事業の数量.....	38
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期（別表）要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等.....	38
第7	その他必要な事項.....	40
1	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法.....	40

2	その他必要な事項.....	43
---	---------------	----

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1. 担当者氏名及び職名

林業振興課	課長	原 賢一郎
	副課長	谷口 隆俊
	主幹	井戸 聖富
	課長補佐兼計画班長	小山 幸司
	主任	福永 慶生
	主任	丸本 一樹
	副主査	織田 真由美
	技師	土井 賀津子

西牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	課長	森口 伸也
	専門技術員	上地 善明
	主任	十河 真紀
	主任	木下 剛司
	主任	石垣 雄三
	主任	杉本 小夜
	主査	中田 拓也
	主査	山下 桃子
	副主査	小和田 愛美
	主事	串 真旭
	技師	藤田 大雅

東牟婁振興局 農林水産振興部 林務課	課長	樹林 豊
	主任	板持 浩之
	主任	濱口 隆章
	主査	浅野 雅圭
	技師	森本 峻輔
	技師	畑下 勝美

2. 樹立に従事した期間

自 2023年（令和5年） 4月 1日

至 2023年（令和5年）10月31日

紀南森林計画区の位置図

国土地理院承認 平14総複 第149号



I 計画の大綱

1 森林計画区の概要

(1) 自然的背景

紀南森林計画区は本県の南部に位置し、田辺市、新宮市、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町の2市7町1村により構成される区域で、その面積は2,383km²、県土面積の半分を占める。北西部は芳養川と南部川の分水嶺（下流側）及び日高川と有田川の分水嶺（上流側）で紀中森林計画区に、北部は龍神岳（1,382m）から安堵山（1,184m）、先丈山（1,027m）、果無山脈を経て甲森（987m）へと連なる山系で奈良県に、北東部は熊野川で三重県と接し、西部から南部を経て東部にかけては紀州灘、熊野灘に面している。

地形は、一般に平坦地が乏しく、海岸線はリアス式海岸であり、大部分が山地地形である。山地は谷密度が高く、起伏量の多い急峻な地形を呈している。河川は果無山脈を水源とする富田川が西南に蛇行しながら紀伊水道に注ぎ、同じく果無山脈を水源とする日置川は紀州灘へ、大塔山を水源とする古座川、奈良県の大台ヶ原山系を水源とする熊野川といった主要河川及び太間川、周参見川、太田川、那智川等の中小河川がいずれも蛇行しながら熊野灘に注いでいる。また、護摩壇山を水源とする日高川の上流域から中流域までが含まれている。

地質は、太平洋側地層（外帯）の四万十帯に属し、本県のほぼ中央を横断する御坊・萩構造線（虎ヶ峰、千丈山、檜尾森山、甲森付近を通る）の北側は日高川帯（中生層）に属し、南側は牟婁帯（古第三紀層）に属する。日高川帯は褶曲軸がほぼ東西に平走し、東西方向の帯状構造で、基岩は主に砂岩と泥岩の互層からなっている。牟婁帯は本宮断層（三星山、悪四郎山、高尾山、本宮、宮井付近を通る）によって更に北側の印南帯と南側の牟婁主帯とに分けられる。牟婁帯の多くは褶曲が数多く繰り返され、その方向も一定せず反転している部分も多く、平坦な構造をもつところでは岩質も安定しているが、構造が複雑になると著しく破碎される。基岩は、印南帯では主に砂岩と泥岩の互層からなり、牟婁主帯では主に砂岩、泥岩、砂岩と泥岩の互層からなる。串本町から那智勝浦町にかけての海岸部から北山村に向けて熊野帯が細長く円弧状に広がり、田辺湾沿岸及び富田川下流域とともに新第三紀層が分布し、その構造は比較的安定しており、基岩は礫岩、砂岩、泥岩優勢の地帯に区分される。浦神湾から古座川下流部及び小川流域にかけての一部、潮岬及び大島、新宮市周辺には火成岩が見られ、基岩は主として斑れい岩類及び石英斑岩、黒雲母花崗斑岩、過斑晶質黒雲母流紋岩等の斑岩類で、特に斑岩類は熊野酸性岩類と称されている。また、富田川、会津川、芳養川、日置川、太間川、古座川、太田川の下流平坦部には沖積層が分布する。

森林土壌は、ほとんどが褐色森林土壌によって占められ、海岸沿いの丘陵地帯上部に残積性未熟度土、大塔山系の一部にポドゾル、潮岬、果無山脈及び新宮市高田の一部に黒ボク土、熊野灘沿岸及び大雲取山系山麓の一部に赤黄色土がそれぞれ小面積で分布している。

気候は、紀州灘や熊野灘を流れる黒潮の支流の影響を受けて温暖で、冬季は乾燥し、夏期は降水量が多い南海型の気候である。観測地点における直近10年間の平均数値は、年平均気温が龍神の13.6℃から新宮の17.8℃と温暖で、年降水量は、本計画区西部では白浜の1,920mm/年、潮岬の2,747mm/年と比較的多く、東部の新宮で3,589mm/年、龍神で3,337mm/年と非常に多くなっている。積雪は奥地山岳地を除いてほとんどない。

(2) 社会・経済的背景

令和4年における本計画区域内の土地利用の現況は森林210,821ha(88%)、農地5,827ha(3%)、その他21,558ha(9%)となっている。人口は令和2年国勢調査によると総数170,995人で、県全体の19%を占めている。人口動態は、平成27年と令和2年の国勢調査を比較すると、全体で7%の減少となっており、ほとんどの市町村で減少傾向にある。

就業人口は令和2年国勢調査によると総数79,584人で、うち第1次産業は8%、第2次産業は17%、第3次産業は71%を占める。工業は古くから木材の集積地として栄えた田辺市及び新宮市を中心に木材関連産業や食品製造業等の地場産業が主である。第3次産業では、紀南の海岸美、熊野に関わる歴史的資産、温泉等の観光資源に恵まれ、観光産業が盛んで地域経済に占める割合は大きい。

地域経済圏としては、田辺経済圏と新宮経済圏とに分けられるが、両経済圏ともに工業生産よりも商業活動が盛んである。農業は梅の産地を形成している田辺市周辺を除くと狭い耕地面積を反映してあまり盛んではなく、農業生産額は県全体の17%にすぎない。また、水産業は串本町、田辺市、白浜町を中心に盛んで水産業生産額は県全体の67%を占める。

(3) 森林計画区の概要

本計画区の森林面積は210,821haで、森林率は88%と県森林率76%を上回っている。

森林面積の内訳は民有林199,222ha、国有林11,599haで民有林が森林面積の94%とほとんどを占めている。地域森林計画対象民有林は、198,929haで、うち人工林63%、天然林35%となっており、県人工林率61%を上回っている。蓄積をみると、人工林は62,249千 m^3 (495 m^3 /ha)、天然林は11,396千 m^3 (162 m^3 /ha)である。人工林の樹種別面積割合は、スギ40%、ヒノキ58%である。天然林は広葉樹が96%と大半を占めている。人工林の齢級構成割合をみると、利用可能な8齢級以上の林分が94%を占めている。

経営面での実態を見ると、地域森林計画対象民有林のうち、公有林6%、団体有林5%、個人有林89%となっている。私有林の経営規模別実態では、5ha未満の所有者は78%を占め、1所有者当たりの平均面積は8.2haである。

森林の施業については、過去5年間で主伐により751千 m^3 の立木が伐採され、計画区域内の木材共販所へ出荷されているほか、最近では製材所や木質バイオマス発電所等への直送も増加している。間伐は実績調べで12,167ha実施されている。

本計画区内の製材工場数は55工場で、国産材122千 m^3 /年の素材を入荷し、製品63千 m^3 /年を出荷している。

本計画区内の森林は、木材生産のほか水源かん養、山地災害防止等の公益的機能を有しており、県民生活の安定と向上に重要な役割を果たしてきたが、今後一層の機能の発揮が期待され、また、保健・教育・文化的な場としての機能の発揮が益々要請されることが予想される。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

本計画区には、スギ・ヒノキを中心とした豊富な森林資源があるにも関わらず、急峻な地形や木材価格の低迷により林業収益性が悪化し、結果として伐採立木材積については、計画総数の2, 183千 m^3 に対し83%に当たる1, 806千 m^3 と計画を下回っている状況である。

人工造林及び天然更新に係る実行状況については、計画総数の2, 108haに対し72%に当たる1, 508haと低位な状況である。

林道の開設又は拡張に係る実行状況については、開設計画24kmに対し33%に当たる8kmであり、林道予算の縮減等による影響により計画を下回っている。

しかし、急峻な地形条件に対応した作業道等の重要性が高まっており、作業道による基盤整備は着実に増加している。

保安施設の整備及び治山事業に関する実行状況については、森林の有する公益的機能、特に水源涵養機能への期待の高まりを受けた保安林の指定が計画の2, 492haに対し50%に当たる1, 240haの実行で計画量には達しなかった状況である。

また、治山事業の実施状況については、計画総数91地区に対し67%に当たる61地区の実行と計画を下回っている。

これは、治山事業の必要な箇所が少なかったためで、必要な箇所においては着実に実施している。

要整備森林の森林施業の区分別面積の実施状況については、計画の15haを全て間伐した。

林地の異動については、高速道路が南進し森林を道路用地として利用する異動が多くなっている。また、近年では太陽光発電施設を目的とする異動が顕著に増えてきている。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、木材等林産物を供給する経済機能はもとより、水源の涵養、^{かん}県土の保全及び保健文化等の公益的機能の発揮を通じて、地域住民の生活と深く結びついている。更に、近年森林が生物多様性の保全に寄与し、地球環境の保全に資する二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしていることについての認識が深まりつつあるなかで、森林に対する県民の要請は、益々多様化、かつ高度化してきており、森林の担う役割はより一層重要なものとなってきている。

このような中で、本県の森林資源は年々充実してきており多くの人工林が利用期に達している。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件、社会的条件、県民のニーズ等を踏まえつつ、施業の方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、「望ましい森林の姿（6頁に詳細を記載）」を目指すこととする。

このとき、全ての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、それらの生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要がある。

本計画区は、日高川、富田川、日置川、古座川、熊野川の上流部を中心とする奥地森林地帯とその他海岸沿いの里山森林地帯に分類される。大部分を占める奥地森林地帯は、本県の林業の中心であり、傾斜等の自然的条件、事業量のまとまり等地域の実情に応じた効率的な施業の実施に努めるものとする。このため、林道等の路網の整備状況を踏まえ、高性能林業機械と架線系集材機を使い分け、低コストで高効率な作業システムの整備を推進し、その普及及び定着を図るとともに、コンテナ苗の活用等による造林・保育の低コスト化の推進を図る。

また、地域林業の中心的な担い手である森林組合の育成強化、林業後継者の育成確保等を推進し、流域林業の発展と森林の公益的機能の維持増進を図る。

一方で、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の天然林が生育する森林地帯については、天然更新を推進し、都市化の進んだ里山森林地帯については、奥地森林地帯に準じた林業施業を展開するものとするが、林業生産面よりむしろ公益的機能の充実に重点をおき、県土の保全や、保健・文化・教育的な利用を図る。

なお、本計画区には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」があり、その周辺部の森林整備にあたっては、景観の保全等保健文化機能に配慮するものとするとともに国土利用計画とも整合を保ちつつ本計画の推進に向け、市町村森林整備計画及び森林経営計画の効率的な実行に努める。

さらに、手入れの遅れた森林において、「森林経営管理制度」による森林整備が推進されるよう、制度の主体となる市町村への支援を行っていく。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は次のとおりである。

(単位 面積：h a)

区 分	面 積	備 考
総 数	1 9 8 , 9 2 9	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	8 2 , 8 8 5
	新宮市	2 1 , 3 6 2
	白浜町	1 6 , 0 3 8
	上富田町	3 , 5 6 0
	すさみ町	1 5 , 0 9 5
	那智勝浦町	1 6 , 0 2 1
	太地町	3 2 9
	古座川町	2 8 , 2 0 1
	北山村	4 , 1 0 9
	串本町	1 1 , 3 2 9

- 注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可制、同第10条の7の2第1項に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。
- 3 森林計画図は和歌山県庁及び西牟婁振興局、東牟婁振興局に備え付け、閲覧に供する。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化を考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木等による再造林面積の増加による資源の積極的な循環的利用を図り、花粉発生源対策を加速化する。

具体的には、まず木材生産機能の高い地域においては、森林資源の充実と積極的な循環利用を図ることとする。また、本計画区は地形急峻で降雨量も比較的多く、豪雨による災害が過去幾度か発生していることから、山地災害防止機能を重視した取り扱いが必要である。さらに、本計画区の、富田川、熊野川等の上流の森林は、生活、農業、工業用水の水源であり、水源涵養機能に配慮した取り扱いが必要である。加えて、本計画区には、田辺市、新宮市や、白浜町、那智勝浦町など観光拠点と人口集中地が存在し、その周辺の森林では生活環境保全機能を発揮させる必要がある。また本計画区には、世界遺産の熊野古道や吉野熊野国立公園、高野龍神国定公園、大塔日置川県立自然公園の3公園などがあり、これら周辺の森林については自然環境の保全とともに保健休養機能の維持増進に努める必要がある。

以上のことなどを勘案して、森林の有する木材等生産、水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化及び生物多様性保全の機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

木材等生産機能	・・・	林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長量の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備され、効率的な森林施業が可能な森林とする。
水源涵養機能	・・・	下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている森林とする。
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	・・・	根系が深く、かつ広く発達している森林で、落葉層を保持し適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林とする。
快適環境形成機能	・・・	大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高く、かつ諸害に対する抵抗力があり葉量の多い樹種によって構成されるなど快適な生活環境を保全する森林とする。
保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能	・・・	海岸・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。 史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風土を構成している森林であって、必要に応じて風致のための施設が整備されて

いる森林とする。

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林とする。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林・林業の振興、山村の発展及び県民の福祉の向上のため、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されるよう、育成単層林、育成複層林、天然生林の適切な整備や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を図る。具体的には育成単層林における保育・間伐の推進、利用期にある林分の木材資源の循環利用、広葉樹林化、針広混交林化などの、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、花粉発生源対策推進事業等の積極的な活用や、花粉の少ない苗木の生産に必要な母樹園等の整備によるスギ等の花粉発生の抑制対策の加速化等、立地条件に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、適正な管理経営に欠くことのできない林内路網の整備に当たっては、林地及び自然環境の保全に配慮しつつ積極的に整備することとする。

さらに、森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、森林の有する機能、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、市町村森林整備計画において、それぞれの森林の有する機能に応じて、(1)で掲げる機能の維持増進を図るべき森林に区分することとする。これらの区分ごとに望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林の整備及び保全の基本的な考え方等は以下のとおりである。

① 木材等生産機能

森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の供給を基本とし、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備により、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

② 水源涵養機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採にともなう裸地化の縮小、分散化や天然力の活用により、水源涵養の機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

③ 山地災害防止機能／土壌保全機能

森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採にともなう裸地化の縮小、分散や天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の生長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進することとする。

④ 快適環境形成機能

森林施業の推進に当たっては、地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

⑤ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

森林施業の推進に当たっては、憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進することとする。

また、当地域には『和歌山県レッドデータブック 2022 改訂版』において、守るべき生物多様性の高い地域として「生物多様性保全上注目すべき地域」が24箇所選定されているだけでなく、紀伊半島を特徴づける多くの固有動植物の生息・生育地であるため、森林施業に当たっては保護、保全に留意することとする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林の有する諸機能の発揮に対する要請、森林の構成等を考慮のうえ、多様な森林の整備及び保全を計画的に推進する。

計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態等を施業区分別に以下のとおり定める。

① 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林とし人為により成立させ維持させる森林。

② 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。

③ 天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持させる森林。未立木地、竹等を含む。

(単位 面積：h a)

区分		現況	計 画 期 末
面 積	育成単層林	1 2 5, 6 0 3	1 2 4, 5 3 8
	育成複層林	1, 4 2 0	2, 9 7 2
	天然生林	6 8, 9 6 3	6 8, 4 7 5
森林蓄積(m ³ /ha)		3 7 0	3 9 3

2 その他必要な事項

なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林に対する社会的要請、施業制限の状況及び木材の生産動向等を勘案して、森林の有する公益的機能の発揮や森林生産力の維持増進に配慮しつつ、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

加えて、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、立木の伐採（主伐）を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

主伐時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

なお、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する直径（期待径級）に達した時期に行うものとし、次表を目安として定める。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	柱材	中庸仕立	22cm	40年生
		密仕立	22cm	40年生
	大径材	中庸仕立	32cm	80年生
		密仕立	30cm	80年生
ヒノキ	柱材	中庸仕立	20cm	45年生
		密仕立	21cm	50年生
	大径材	中庸仕立	29cm	80年生
		密仕立	27cm	80年生
マツ	一般材	中庸仕立	21cm	45年生

注1 主伐時期の目安とする林齢は、大径材にあっては地位級が2、その他の地位級にあっては3の地位級を基準とする。

2 期待径級：胸高に相当する直径

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出及び後継樹等への生育障害等を防止するため、適切に処理を行うものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新とする場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮する。

なお、条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

このほか、和歌山県が定める「伐採作業と造林施業の連携等に関するガイドライン」により適切な伐採を行うこととする。

① 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐にあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保の観点から、1箇所あたりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散化に配慮するものとする。

林地の保全、落石・寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合、また、伐採跡地の連続性を回避する必要がある場合は、幅20mの森林を保護樹帯として残置するものとする。

特に、転石等の堆積地で伐採により崩壊の危険性が高まる森林においては、塊状の保護樹帯を設置することとする。

また、尾根筋や谷筋に生育している立木については、生物多様性の保全をはじめとする多面的機能の維持増進を図るため保残を図ることとする。

② 択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものとし、材積に係る伐採率を30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）とするものとする。

択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造に誘導されるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な繰り返し期間及び伐採率により効率的な施業の実施を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、次表に示す林齢を基礎として平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

(単位 林齢：年生)

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クスギ	その他針葉樹	その他広葉樹
計画地域全域	35	40	35	15	50	20

注 特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

(3) その他必要な事項

なし

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林又は天然更新によるものとする。特に伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。また、更新に当たっては、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入、針広混交林への誘導に努める。

(1) 人工造林に関する指針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して造林に関する事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は適地適木を旨として、木材の利用状況及び地域における造林種苗の需給動向等を勘案して定めるものとする。

この場合、人工造林すべき樹種を定めるに当たっては、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとし、その際、多様な森林の整備を図る観点から、このような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定が行われるよう留意することとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、その増加に努めるものとする。

また、次表に示す標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種が選定されるよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

なお、造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

標準的な樹種
針葉樹（スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、コウヤマキ）
広葉樹（クヌギ、コナラ、ケヤキ、ウバメガシ）

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種の植栽本数については、次表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して、それぞれの地域の実情に照らしてふさわしい多様な施業体系や生産目標を想定した、仕立ての方法別に定めるものとする。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林化に係る施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、次表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000 (1,500) ~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000 (1,500) ~3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ、コナラ等	—	3,000~4,500	

注 ()書きの植栽本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できる。

② 人工造林の標準的な方法

・地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する観点から、等高線に沿った筋置とするなどの点に留意するものとする。

・植栽時期及び植付け方法

気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定め、適期に植え付けるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

① 皆伐

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、第3の2の(3)で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林等の伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

② 択伐

択伐による伐採に係るものについては、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を図ることとする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

また、それ以外の森林において人工造林を行う場合も、上記①及び②の基準に準ずるものとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌条件等の自然的条件、種子を供給する母樹の存在や天然稚樹の育成状況、周囲の森林の状況等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行われるものとする。

また、期間内に更新が見込まれない森林については、天然更新補助作業等を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新補助作業等を実施しても更新が期待できない森林については、植栽により更新を確保するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新対象樹種は、和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木・小高木となりえる樹種とすること。

また、主な樹種は次のとおりとし、天然更新を行う際の樹種選択の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

対象樹種	
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種	
うちぼう芽更新	上記のうちマツ類を除く高木性又は小高木性の樹種

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

① 天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は1ヘクタール当たり10,000本とし、天然更新すべき立木の本数は、稚樹高50cm以上の更新樹種が、期待成立本数に対して10分の3を乗じた本数以上が成立している状態とすること。

② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種更新については、気候その他の立地条件を勘案して、適期にかき起こしを行うことを定めるものとする。

ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去あるいはかき起こしを行うこと。

また、発生した稚樹の生育促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植え込みを行うことを定めるものとする。

ぼう芽更新については、ぼう芽の優劣が明らかになる頃に、ぼう芽整理を行うことを定めるものとする。

なお、天然更新の標準的な方法は、天然更新を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

③ 天然更新の完了確認方法

天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づく届出を受理した者は、その届出の天然更新の方法に基づき適確な更新が図られているかを現地で確認するものとする。

また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合にあっては、天然更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「和歌山県天然更新完了基準書」（平成25年9月25日付け林第455号林業振興課長通知）によるものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

林地の荒廃を早期に防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに適確な更新を確保するものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の状況、天然更新に必要な前生稚樹の状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、主に天然力によって更新が期待できない森林を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、その基準は市町村森林整備計画において定められるものとする。

(4) その他必要な事項

なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用や列状間伐の実施等、効率的な施業の実施を図ることとする。

伐採により発生する枝条等の処理については、降雨による流出の防止等の観点から、等高線に沿って整理する等の処理を適切に行うものとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、間伐を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

樹種	生産目標	間伐時期(年)					間伐率及び 間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目以降	
スギ	柱材生産	12	18	26	—	5～15年間 隔を目安に 間伐	原則として人工林の 林分収穫予想表を利用
	大径材生産	11	16	24	40		
ヒノキ	柱材生産	19	24	33	—		
	大径材生産	16	20	28	38		

注1 平均的な地位における間伐の標準的な方法を示している。

2 ha当たり4,000本植栽を標準としている。

3 間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後にその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、保育の標準的な方法は、森林の保育作業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数														
		1年	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	・
下刈り	スギ	1回	1	1	1	1		1								
	ヒノキ	1回	1	1	1	1	1		1							
除伐	スギ									1～2						
	ヒノキ									1～2						
枝打ち												2				

(注) 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業をおこなうこと。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項
なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案して公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林は、第2の1(2)に記載した「水源涵養機能」、「山地災害防止／土壤保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能、文化機能・生物多様性保全機能」を有する森林となり、それぞれ、水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。

また、区域内において上記機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮することとする。

イ 施業の方法に関する指針

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該機能の維持増進を図るための森林施業の方法については、高齢級の森林への誘導を推進し、伐期の間隔の拡大とともに皆伐に伴って発生する裸地化の縮小・分散化を基本とする森林施業や、天然生林等の的確な保全・管理を推進することとする。

具体的には、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健・レクリエーション機能、文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該機能の発揮が特に求められる森林については、常に一定以上の蓄積を維持する択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うこととする。また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズ等に応じ、広葉樹導入による針広混交林化を考慮する。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において、当該機能の確保が可能な場合にあつては、伐採年齢を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業とすること。この場合、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐採年齢の長期化を図ることとする。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、地域独自の景観等の維持機能の発揮が特に求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

第2の1(2)に記載した「木材等生産機能」を有する森林を、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき区域」とし、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林の資源状況、林道等の路網整備状況等、地域の実情や森林の一体性等も踏まえ区域を設定するものとする。

このとき、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで林道等からの距離が近いなど、特に効率的な施業が可能な条件にある森林においては、「特に効率的な施業が可能な森林」として必要に応じて設定することとする。

なお、区域内において(1)の公益的機能別施業森林の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮することとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

伐採、造林、間伐及び保育等の施業方法については、第3で定める森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項及び間伐及び保育に関する基本的事項によることとし、森林資源の保続及び効率的な森林整備を推進する観点から、森林施業の集約化と、主伐後の伐採跡地にはスギ・ヒノキ等を主体とした木材生産に適した樹種を再造林するよう努めるとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は原則、植栽による更新を行うものとする。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては、長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍の林齢以上の時期とすることとする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとする。

(3) その他必要な事項

なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設については、森林の適正な整備及び保全、効率的かつ安定的な森林経営の確立、また山村の生活環境の整備などに向けて、森林へのアクセスの骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道等について、計画的な整備を促進する。

林道路網の整備に当たっては、環境負荷の低減に配慮し、傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等地域の特性に応じて、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に、大量輸送などへの対応の視点も踏まえて効果的かつ効率的な路網整備を推進することとする。

○基幹道路の現状（R5.4.1現在、市町村ごとの管理路線数を計上）

区分	路線数	延長(km)
基幹路網	291路線	920km
うち林業専用道	2路線	9km

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械や架線系集材機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの確立を図るため、次表に示す内容を基礎とし、地形、地質、傾斜等の自然条件、森林資源のまとまり等地域の特性等を勘案して、作業システム、路網密度その他必要な事項を定めるものとする。

なお、路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方は、効率的な森林施業を行う際の規範として市町村森林整備計画において定められるものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	110m以上	40m以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	85m以上	35m以上
	架線系	25m以上	20m以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	60m以上	25m以上
	架線系	20m以上	15m以上
急峻地 (35° ~)	架線系	10m以上	10m以上

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等、森林施業の効果的かつ効率的な実施や将来持続的に森林経営が行われる区域とすることとする。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の規格・構造については、国及び県で定める基準及び指針等に基づき開設するとともに、生産目標や施業体系に基づく地域の作業システムを勘案して定めるものとする。

特に、路面水等の流末処理については、分散させるとともに適切な処理を行い、山地災害の未然防止に努めるものとする。

また、地形、地質、傾斜等の自然条件等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮した規格・構造とすることとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出方法については、和歌山県が定める「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」により適切な林産物の集材・搬出等を行うこととする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

事業実施にあたっては、地形、地質、資源状況等の条件を考慮のうえ、効率的な位置及び線形等とするとともに、林道の開設及び拡張後の維持管理について適切に実施することとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項の実施に当たっては、県、森林管理局、森林管理署、市町村、森林組合、林業経営者、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体等を構成員とする、流域林業活性化協議会を通じて、生産・流通・加工に係る関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

本計画区の森林の所有形態は、5ha未満の森林所有者が78%を占めるなど、その保有形態は極めて小規模・零細であり、計画的な森林施業の実行確保が困難である。

このため森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、特に小規模林家や不在村森林所有者を対象に、意欲と能力のある森林組合や林業事業体を中心となり、森林の経営の受委託等の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進し、森林経営の改善を図るとともに、市町村、森林組合、林業普及指導員等を通じて、森林所有者等の協同による施業の確実な実施に努める。

なお、森林の経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進や林業事業体等との連携による態勢強化に努める。

また、施業の集約化に必要な県で有する森林簿及び航空レーザ測量等により整備した情報については、県が定める和歌山県森林簿等管理要領に基づく提供や、和歌山県森林クラウドシステム等によるオープンデータ化を行うとともに、市町村の林地台帳の活用などにより精度の向上に努める。

森林所有者、NPO及びその他団体等が共同して行う森林施業を推進するため、施業実施協定の締結を促進するものとする。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

都市部への林業の魅力発信や、わかやま林業労働力確保支援センターの無料職業紹介機能を活用した求人・求職マッチングの促進により、新規就業者の確保を図る。

また、県農林大学校林業研修部において、新規就業者を対象に、優れた経営感覚と実践的な技術や知識を有する人材を育成するとともに、既就業者を対象に、高度な技術・知識を有し、林業の中核を担う人材を育成する。

事業体の経営基盤や経営力の強化を図るため、ICTを活用した生産管理や生産性の向上など、事業の合理化を進めるとともに、雇用管理の改善や経営の合理化、社会保険への加入促進などを通じ、安定した雇用が実現できる林業事業体の育成に努める。

さらに農山村地域における定住環境の整備や、特用林産物など多様な森林資源を活かした幅広い林業所得の向上等により、UIJターン者をはじめとする林業就業に意欲を有する者が新規参入しやすい体制を確立するとともに、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

① 高性能林業機械の導入

傾斜等地形条件、路網等の整備状況、施業体系等、地域の特性に応じて、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの実現を目指す。また、機械化の推進による労働環境の改善と青年の林業労務への参入を促進し、林業および山村地域社会の活性化を図るものとする。

林業機械の導入に当たっては、路網の整備状況が生産性に大きな影響を及ぼすことから林道・林業専用道・森林作業道を適切に組み合わせ、効率的な森林施業のための路網整備の重点化を図ることとする。同時に、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に努めるとともに、機械の稼働コストを低減するため、森林経営の受委託の促進による森林経営の規模拡大を図り、共同化・協業化を推進するなどして一年を通して安定した事業量を確保するものとする。

また、林業改善資金等の制度融資も積極的に啓発する。

② 機械作業システムの目標

地形、作業規模等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの目標は次のとおりとする。

区分	機械作業システム	主要機械
緩斜地・作業規模小	高性能多機能系	ハーベスタ
傾斜地・作業規模大	高性能大型架線系	チェンソー→タワーヤーダ→プロセッサ 又は チェンソー→集材機→プロセッサ
傾斜地・作業規模小	簡易小型架線系	チェンソー→スイングヤーダ→プロセッサタイプ

※集材機については、安全性の向上かつ省力化を図るため、油圧式集材機及び架線式グラップルの導入を推進する。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

① 木材流通体制の整備

流域を単位として計画的な木材生産を推進し、低コスト林業・集約化施業の推進等により出材ロットの拡大を図る。また、木材の安定供給と増産を促進するため、ニーズに基づく現地選別、川上・川下の需給マッチング、需給データベースの構築を図るとともに、素材生産業者の組織化や民有林・国有林が一体となった安定供給システムの確立を目指す。

さらに、木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

② 木材加工の合理化

地域の実情に応じ、森林所有者、森林組合を中心とした川上組織と、製材所、木材協同組合、木質バイオマスエネルギー関連事業者等の川下組織とが連携した木材の安定的取引関係の確立を図る。また、需要者のニーズに即した品質や性能が明確で市場ニーズに柔軟に対応するため、得意分野をもつ中小製材企業のグループ化による加工分業体制の構築、含水率や強度等の性能表示、JAS認定工場の取得促進等、体制整備を図るものとする。

③ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、流域林業活性化協議会を活用するなど、地域材の産地化形成の推進等について地域の関係者の合意形成に努めるものとする。

また、森林組合等事業体で組織する木材安定供給協議会が、製材所等の原木供給要請に対応するとともに、原木の出荷量の調整などを図るために一元的に情報の収集・発信を行うこととする。

(6) その他必要な事項

な し

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

本計画区の地形は、全般的に谷密度が大きく、雨水の集中流下する箇所が多い。特に奥地山間部は起伏量が大きく、かつ、急傾斜地が多いので降水による土砂の流出や崩壊が生じやすい。降水量は本計画区中央部の大塔山を中心に3,800mm/年を超える区域があり、同心円状に降水量が減少するが、少ない地域でも1,900mm/年を超える。

このような地形、気象等の自然的諸条件下にあつては、土地の形質の変更には細心の注意が必要であり、土石の切り取り、盛土等に当たっては法面勾配の安定を図るとともに崩壊を起こさないよう必要に応じ法面保護のための緑化工、土留工等の施設を設置するものとする。

また、水の適切な処理のための排水施設は、放水断面を十分にとり水質悪化のおそれがある場合には沈砂池又は遊水池を設けるとともに、下流の諸施設に影響を与えないよう安全で堅固なものとする必要がある。

なお、土地の形質の変更にあつては、変更の態様、自然的、社会的諸条件、実施すべき施業の内容等を勘案して実施地区の選定を十分検討し、森林の持つ公益的機能を損なわないよう適正な措置を講ずるものとし、特に太陽光発電設備の設置にあつては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引き下げや許可基準の適切な運用はもとより、地域住民の理解にも配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守するよう指導を徹底する。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

森林の所在		面積	留意すべき事項	備考
市町村	区域			
市町村別内訳	田辺市	40,488	森林の施業及び土地の形質の変更に当たって水源のかん養、土砂の流出、崩壊防止に留意すること	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林 その他の保安林
	新宮市	8,174		
	白浜町	4,361		
	上富田町	180		
	すさみ町	3,345		
	那智勝浦町	3,101		
	太地町	19		
	古座川町	9,337		
	北山村	2,071		
	串本町	1,768		
	計	72,844		

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

(単位面積：h a)

区分	森林の所在	面積	搬出方法
総数			
市 町 村	該当なし		

(4) その他必要な事項

なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

森林の有する水源の涵養^{かん}、災害の防止、生活環境の保全・形成等の機能を発揮させる必要のある森林については、保安林に指定するとともに、その森林の保全と適切な管理を推進することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する事項

森林の有する公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、保安林に指定し、適切に保全・管理する予定であるため、保安施設地区の指定は行わないこととする。

(3) 治山事業の実施に関する事項

近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることや山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ、山地に起因する災害の防止のため、事前防災・減災の考え方に立ち、森林整備や海岸防災林の整備・保全や溪間工、山腹工等の治山施設を計画的に整備することとする。

なお、整備にあたっては、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や流木対策に配慮した施業を実施するとともに、施設等の整備については現地発生材の積極的な活用等、環境負荷の低減に配慮することとする。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

要整備森林は、特定保安林の区域内に存在し、樹冠疎密度、樹種、林木の生育状況、下層植生の状況等からみて機能の発揮が低位な状態にあると認められる森林で、気象、標高、地形、土壌等の自然条件、林道等の整備状況、指定施業要件の内容、当該地方の林業技術水準からみて森林所有者等に造林等の施業を実施させることが相当であり、かつ、これにより、早期に機能の回復・増進が図られると見込まれるものを対象森林とするものとする。

(5) その他必要な事項

なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定する。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果があると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進し、鳥獣保護管理施策と農業被害対策等と連携・調整に努めるものとする。

(2) **その他必要な事項**

必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所を巡回し、区域内で施業を行う林業事業者等から情報を収集して、得られた情報を各種会議で共有するよう努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林の持つ多面的機能を阻害する、マツノマダラカミキリ、スギノアカネトラカミキリ、カシノナガキクイムシ等の森林病虫害を防止・軽減するために試験研究機関と連携を保ちながら、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除を行うとともに、被害木の有効活用について研究・開発等を進め、被害森林の再生を図る。

昭和33年頃より猛威を振るった松枯れ被害は、薬剤散布や伐倒駆除等の防除事業により拡大防止に努めた結果、昭和54年をピークに、57年頃から鎮静化に向かい被害量は減少した。しかしながら、今なお被害が見られることから適確な防除と健全な松林の整備に努める。スギ、ヒノキの材質を悪化させるスギノアカネトラカミキリ等の被害を防止するため、間伐・枝打ち等の適正な施業を実施するよう啓発普及に努める。平成11年から紀伊半島南部を中心として被害が発生したカシノナガキクイムシによるカシ類の集団枯損被害については、紀南地方では近年被害が終息してきているが、今後の被害状況を注視しながら適切な対策を行い、蔓延防止に努める。

また、クビアカツヤカミキリについては、令和5年時点で森林での被害は確認されていないが、早期の発見と駆除を行うため、被害状況を把握し、関係機関と情報を共有するとともに、被害発生地域等での適切な防除に努める。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

特に近年、植栽直後に被害が発生しているニホンジカ、ノウサギ、ニホンカモシカ等の獣害を防止・軽減するために、防護施設の設置等、地域の林業普及指導員の指導のもとに積極的に防除し、森林資源の保続を行うものとする。また、市町村や試験研究機関と連携し、効率的な防除方法の研究を行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災は毎年のように発生し、貴重な森林資源を焼失している。

森林利用の多様化に伴い、森林火災の増加が懸念されるので、防火標識等の設置や市町村と連携した広報車による地域住民への普及啓発等を行い、山火事の未然防止に努める。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととすること。

(4) その他必要な事項

凍害・干害・風害・水害等の気象被害や、森林レクリエーション等の林内入込み者の増加とともに立木の損傷や植物の採掘などの被害も発生している。これらの被害を未然に防止するため、森林所有者等による森林保全巡視等を適時適切に実施するよう努めること。

また、間伐の未実施による森林の荒廃を防止するため、所有者に対し適正な施業の普及啓発を行うとともに、森林組合を核とした森林経営の受委託の促進、森林施業の集約化、管理の推進を図る。

なお、森林を対象とする開発行為については、和歌山県土地利用基本計画と整合を保ちつつ、林地の適正な利用を確保するとともに、その開発に当たっては、林業に支障を及ぼさないよう配慮し、災害の防止と自然環境の保全に留意することにより、秩序ある開発によって県土の有効利用を図る。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積：千m³)

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	4,270	4,192	78	2,440	2,378	62	1,830	1,814	16
うち前半5年分	1,682	1,643	39	961	930	31	721	713	8

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

2 間伐面積

(単位 面積：ha)

区分	間伐面積
総数	27,500
うち前半5年分	10,827

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積：ha)

区分	人工造林	天然更新
総数	5,620	970
うち前半5年分	2,213	382

注 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		田辺市	栗栖川内井川	6,000	190		2	
〃	〃		〃	湯川川	2,100	460		3	
〃	〃		〃	西ノ谷	3,500	240		4	
〃	〃		〃	鴨折支	3,000	310		6	
〃	〃		〃	深瀬谷	2,000	190		7	
〃	〃		〃	下ノ川支	2,000	110		8	
〃	〃		〃	潮見白久野	3,000	300		9	
〃	〃		〃	中石	2,000	160		10	
〃	〃		〃	横山	1,500	70		11	
〃	〃		〃	栃郷	2,500	80		12	
〃	〃		〃	黒嶽	2,000	190		13	
〃	〃		〃	焼尾	5,000	190		14	
〃	〃		〃	虎ヶ峰	1,800	150		16	
〃	〃		〃	張安	1,300	80		17	
〃	〃		〃	西成川石里	2,000	834		18	
〃	〃		〃	栗垣内発心門	2,500	500		19	
〃	〃		〃	高山	1,600	54		20	
〃	〃		〃	八木尾谷	1,000	207		21	
〃	〃		〃	請川谷	1,900	265		22	
〃	〃		〃	奥平治川	1,900	515		23	
〃	〃		〃	大津荷	500	306		24	
〃	〃		〃	下番	1,000	85		25	
〃	〃		〃	白河	360	35		26	
〃	〃		〃	下の谷	300	134		27	
〃	〃		〃	正木谷	1,000	158		28	
〃	〃		〃	湯峰一本松	5,300	213		29	
〃	〃		〃	惣木柿原宿	3,600	158		31	
〃	〃		〃	樅ノ木	3,100	533	○	32	
〃	〃		〃	北又谷	1,750	77		33	
〃	〃		〃	丹生川小森	500	781		34	
〃	〃		〃	宮代谷	4,000	266		35	
〃	〃		〃	西ノ河	6,200	233		36	
〃	〃		〃	古久保谷	500	219		37	
〃	〃		〃	切目辻	2,000	831		38	
〃	〃		〃	おんぼ谷	1,100	162		39	
〃	〃		〃	瀬戸谷三つ又	3,000	160		40	
〃	〃		〃	高橋谷	1,050	85		41	
〃	〃		〃	丹生栃谷	1,000	67		42	

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	指定林道	田辺市	日高中央	2,800	3,070	○	176	
			計	39 路線	87,660				
開設	自動車道		白浜町	市江川原谷	25,000	2,601		44	
〃	〃		〃	広宇井	550	427		45	
〃	〃		〃	市鹿野滝の川	8,000	336		46	
〃	〃		〃	下の谷	3,000	192		47	
〃	〃		〃	里谷	1,500	100		48	
〃	〃		〃	熊野川	2,700	188		49	
〃	〃		〃	岩津谷	700	44		50	
〃	〃		〃	市鹿野合川	6,000	101		162	
〃	〃		〃	上露	2,550	173		177	
			計	9 路線	50,000				
開設	自動車道		すさみ町	大附越	9,000	1,050		51	
〃	〃		〃	大鎌佐本	9,500	580		52	
〃	〃		すさみ町 串本町	高市山	8,010	420		53	
			計	3 路線	26,510				
開設	自動車道		新宮市	平谷	2,000	270		54	
〃	〃		〃	畝畑高瀬谷	1,300	338		55	
〃	〃		〃	竹ノ谷	700	120		56	
〃	〃		〃	兵連	2,000	269		57	
〃	〃		〃	鎌塚平	1,500	83		58	
〃	〃		〃	イラハラ	1,500	36		59	
〃	〃		〃	西の谷	1,200	219		60	
〃	〃		〃	大平多玉置口	1,500	90		61	
〃	〃		〃	上地平瀬	5,100	356	○	62	
〃	〃		〃	篠尾申谷	1,000	58		64	
〃	〃		〃	相須谷口	6,000	392		65	
〃	〃		〃	足郷中小屋	2,000	70		66	
〃	〃		〃	高山北谷	3,400	343		67	
〃	〃		〃	上桧杖土ノ河	4,500	144		68	
〃	〃		〃	北谷大越	7,600	580		69	
〃	〃		〃	下蔭地峯地	4,400	407		70	
			計	16 路線	45,700				
開設	自動車道		古座川町	蔵土郷谷	1,000	337		86	
〃	〃		〃	室坂	6,000	292		87	
〃	〃		〃	井谷山	5,000	483		88	
〃	〃		〃	下露成見川	12,000	1,644		89	
〃	〃		〃	清水玉野谷	10,200	203		90	
〃	〃		〃	福井谷三郎塚	5,000	668		91	

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		古座川町	三尾川小節川	5,000	332		92	
〃	〃		〃	成川杉谷	5,000	829		93	
〃	〃		〃	添野川平井	6,000	430		95	
〃	〃		〃	西畑谷	3,000	230		96	
〃	〃		〃	柳小穴谷	3,000	476		97	
〃	〃		〃	洞尾本谷	5,000	508		98	
〃	〃		〃	中津谷	1,500	330		99	
〃	〃		〃	椎平谷	3,000	250		100	
〃	〃		〃	宇筒井添谷	11,400	1,180		101	
〃	〃		〃	池野山小森川	7,800	1,824		102	
〃	〃		〃	山手川	8,000	717		103	
〃	〃		〃	成見川足郷	9,600	1,587		104	
〃	〃		〃	黒谷下露	5,000	476		105	
			計	19 路線	112,500				
開設	自動車道		北山村	七色	6,964	651	○	168	
			計	1 路線	6,964				
			合計	87 路線	329,334				

注 全体計画量については全国森林計画を基に算出し、計画路線及び延長については、各市町村の計画を登載した。

(単位 延長：m 面積：ha)

開設 ／ 拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	舗装		田辺市	栢郷	500	80		12	
〃	〃		〃	フジ根	400	103		109	
〃	〃		〃	芦立	500	290		110	
〃	改良		〃	滝の口支	120	666		111	
〃	改良舗装		〃	野中	800	299	○	112	
〃	改良		〃	龍神本宮	2,000 2箇所	2,826	○	113	
〃	改良舗装		〃	小広和田川	7,400	1,775		114	
〃	改良		〃	安川大塔川	9,000 2箇所	3,743	○	115	
〃	〃		〃	又井川	5,000	442		116	
〃	〃		〃	津荷谷	4,200	239		117	
〃	改良舗装		〃	小広静川	11,400	1,254	○	118	
〃	改良		〃	武住谷	6,500	416	○	119	
〃	改良舗装		〃	東折川	2,323	454		120	
〃	〃		〃	橘川	4,867	1,442	○	121	
〃	〃		〃	虎ヶ峰坂泰	21,162	2,053	○	5	
〃	〃		〃	小松原大川	8,507	301	○	123	
〃	舗装		〃	峰小皆	2,494	49		124	
〃	改良		〃	川合湯ノ又	3,700	363	○	125	
〃	〃		〃	小又川丹生ノ川	3,000	1,156	○	126	
〃	改良舗装		〃	政城	13,000	1,318	○	15	
〃	舗装		〃	竹ノ又坂又	3,500	187		1	
〃	改良舗装		〃	ホイホイ坂	6,000	1,552	○	127	
〃	改良		〃	谷口皆瀬川	500	1,413		128	
〃	〃		〃	大熊	600	868	○	163	
〃	〃		〃	小森1号	2,000	1,153	○	167	
〃	〃		〃	道湯川	33m 2箇所	604	○	171	
〃	〃		〃	東の川	913m 1箇所	1,855	○	172	
〃	〃		〃	嘉森	1,300	90	○	173	
〃	〃		〃	鴨折	20m 3箇所	1,065	○	178	
〃	〃		〃	曲川平治川	25m 2箇所	731	○	179	
〃	〃		〃	木守平井	45m 1箇所	1,532	○	180	
〃	〃		〃	大久保	5m 1箇所	80	○	181	

	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	改良		田辺市	前谷	6m 1箇所	200	○	182	
〃	舗装		〃	桧葉曲川	2,000	50	○	30	
			計	34路線	123,820				
拡張	舗装		白浜町	見草	660	285		129	
〃	〃		〃	大瀬矢の口	2,800	1,954		130	
〃	〃		〃	広宇井	4,000	427		45	
〃	〃		〃	将軍川	18,934	2,886	○	160	
〃	〃		〃	将軍川支	4,425	173		183	
〃	〃		〃	城	1,778	175		184	
			計	6路線	32,597				
拡張	舗装		すさみ町	大瀬矢の口	7,890	427		130	
〃	改良		〃	広瀬谷	21m 1箇所	487	○	175	
			計	2路線	7,911				
拡張	改良舗装		新宮市	平谷	3,400	227	○	54	
〃	改良		〃	大平多	1,500	326	○	133	
〃	〃		〃	志古相須	2,200	159		134	
〃	〃		〃	北谷	400	152		135	
〃	改良舗装		〃	檜谷	1,100	109	○	136	
〃	〃		〃	ホイホイ坂	12,000	1,552	○	127	
〃	改良		〃	谷口皆瀬川	1,000	1,413	○	128	
〃	〃		〃	四滝	5,000	395		132	
			計	8路線	26,600				
拡張	改良		古座川町	神野川高瀬	2,745	454	○	164	
〃	〃		〃	和深鶴川	8,456	424	○	170	
			計	2路線	11,201				
拡張	改良		北山村	出谷	1,000	457		107	
〃	〃		〃	竹原谷	10m 1箇所	275	○	169	
〃	〃		〃	相須大谷	650	300	○	152	
〃	改良舗装	林業専用道	〃	平田大谷	4,795	158	○	108	
			計	4路線	6,455				
			合計	56路線	208,584				

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積：h a)

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	76,829	74,941	
水源涵養のための保安林	58,743	57,590	水源のかん養
災害防備のための保安林	17,750	17,014	土砂の流出の防備 土砂の崩壊の防備 干害の防備
保健、風致の保存等のための保安林	2,476	2,477	魚つき 公衆の保健 名所又は旧跡の風致の 保存

注1 計画量については、全国森林計画の計画量を基に算出した。

2 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び 面積等

(単位 面積：h a)

指定 ／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域	うち前半 5年分			
指定	水源のかん養	田辺市		1,457	729	水源の ^{かん} 涵養	
〃	〃	新宮市		189	94	〃	
〃	〃	白浜町		124	62	〃	
〃	〃	上富田町		2	1	〃	
〃	〃	すさみ町		85	43	〃	
〃	〃	那智勝浦町		89	44	〃	
〃	〃	古座川町		294	147	〃	
〃	〃	北山村		80	40	〃	
〃	〃	串本町		16	8	〃	
計				2,336	1,168		
指定	土砂流出防備	田辺市		490	245	土砂の流出の防備	
〃	〃	新宮市		336	168	〃	
〃	〃	白浜町		112	56	〃	
〃	〃	上富田町		10	5	〃	
〃	〃	すさみ町		119	60	〃	
〃	〃	那智勝浦町		83	41	〃	
〃	〃	古座川町		205	103	〃	
〃	〃	北山村		14	7	〃	
〃	〃	串本町		118	59	〃	
計				1,487	744		
指定	土砂崩壊防備	田辺市		2	1	土砂の崩壊の防備	
計				2	1		
合計				3,825	1,913		

(単位 面積：h a)

指定 ／解除	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を 必要とする理由	備考
		市町村	区域	うち前半 5年分			
解除	水源のかん養	田辺市		18	8	指定理由の消滅	
〃	〃	新宮市		2	1	〃	
〃	〃	白浜町		2	1	〃	
〃	〃	すさみ町		1	1	〃	
〃	〃	那智勝浦町		1	1	〃	
〃	〃	古座川町		5	2	〃	
〃	〃	北山村		1	1	〃	
計				30	15		
解除	土砂流出防備	田辺市		3	1	指定理由の消滅	
	〃	新宮市		1	1	〃	
	〃	すさみ町		1	1	〃	
	〃	古座川町		1	1	〃	
計				6	4		
解除	土砂崩壊防備	田辺市		10	5	指定理由の消滅	
	〃	新宮市		1	1	〃	
	〃	古座川町		2	1	〃	
計				13	7		
解除	魚つき	串本町		2	1	指定理由の消滅	
計				2	1		
合計				51	27		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(単位 面積：h a)

種 類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための 保安林	0	0	4,205	4,205	2,944
災害防備のための 保安林	0	1,472	4,905	4,905	3,434
保健、風致の保存 等のための保安林	0	0	0	0	0
合計	0	1,472	9,110	9,110	6,378

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

(単位 面積：h a)

森林の所在		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域	うち前半5年分			
該 当 なし					

(3) 実施すべき治山事業の数量

(単位 地区)

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域	うち前半5年分			
田辺市	本宮町下湯川 外	67	34	溪間工・山腹工・本数調整伐	
新宮市	熊野川町日足 外	20	10	溪間工・山腹工・本数調整伐	
白浜町	小川 外	16	8	溪間工・山腹工・本数調整伐	
上富田町	岩田 外	4	2	溪間工・山腹工・本数調整伐	
すさみ町	防己 外	2	1	溪間工・山腹工・本数調整伐	
那智勝浦町	那智山 外	9	5	溪間工・山腹工・本数調整伐	
太地町	太地 外	1	0	溪間工・山腹工・本数調整伐	
古座川町	洞尾 外	7	3	溪間工・山腹工・本数調整伐	
北山村	七色 外	9	4	溪間工・山腹工・本数調整伐	
串本町	大島 外	2	1	溪間工・山腹工・本数調整伐	
合計		137	68		

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期別紙様式に記載する。

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(単位 面積：h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
水源かん養 保安林	田辺市		35,119	伐採種を 定めない	主伐は標準伐 期齢以上	
	新宮市		4,553			
	白浜町		2,993			
	上富田町		60			
	すさみ町		2,051			
	那智勝浦町		2,139			
	古座川町		7,087			
	北山村		1,922			
	串本町		384			
	計		56,308			
土砂流出防備 保安林	田辺市		5,140	部分皆伐 若しくは択伐	主伐は標準伐 期齢以上	
	新宮市		3,529			
	白浜町		1,172			
	上富田町		100			
	すさみ町		1,250			
	那智勝浦町		868			
	太地町		7			
	古座川町		2,154			
	北山村		149			
	串本町		1,237			
計		15,606				
土砂崩壊防備 保安林	田辺市		191	禁伐 若しくは択伐	択伐率は 40%以内	
	新宮市		13			
	白浜町		20			
	上富田町		20			
	すさみ町		26			
	那智勝浦町		16			
	古座川町		43			
	串本町		17			
	計		346			

(附) 參考資料

目 次

1. 森林計画区の概要	
(1) 市町村別土地面積及び森林面積	44
(2) 地況	45
(3) 土地利用の現況	46
(4) 産業別生産額	47
(5) 産業別就業者数	48
2. 森林の現況	
(1) 齢級別森林資源表	49
(2) 制限林普通林別森林資源表	55
(3) 市町村別森林資源表	57
(4) 所有形態別森林資源表	59
(5) 制限林の種類別面積	61
(6) 樹種別面積表	63
(7) 特定保安林の指定状況	63
(8) 荒廃地等の面積	63
(9) 森林の被害	64
(10) 防火線等の整備状況	64
3. 林業の動向	
(1) 保有山林規模別林家数	65
(2) 森林経営計画の認定状況	66
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	67
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	68
(5) 林業事業体等の現況	69
(6) 林業労働力の概況	70
(7) 林業機械化の概況	71
(8) 作業路網等の整備の概況	73
4. 前期計画の実行状況	
(1) 伐採立木材積	74
(2) 間伐面積	74
(3) 人工造林・天然更新別面積	74
(4) 林道の開設及び拡張の数量	74
(5) 保安施設の数量	75
(6) 要整備森林の施業の区分別面積	76
5. 林地の異動状況	
(1) 森林より森林以外への異動	77
(2) 森林以外より森林への異動	77
6. 森林資源の推移	
(1) 分期別伐採立木材積等	78
(2) 分期別期首資源表	79
7. その他	
(1) 持続的主伐可能量	81
(2) その他	81

(単位 面積：h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
その他の 保安林	田辺市		38	禁伐 若しくは択伐	択伐率は 40%以内	
	新宮市		66			
	白浜町		183			
	すさみ町		24			
	那智勝浦町		78			
	太地町		12			
	古座川町		53			
	串本町		130			
	計		584			
砂防指定地	田辺市		1,916	択伐 若しくは禁伐	土砂の採取等 は禁止	
	新宮市		80			
	白浜町		274			
	上富田町		157			
	すさみ町		116			
	那智勝浦町		174			
	太地町		1			
	古座川町		77			
	北山村		13			
	串本町		99			
	計		2,906			
国立公園 特別保護 地区	新宮市		67	禁伐		
	白浜町		1			
	すさみ町		14			
	那智勝浦町		45			
	計		127			
国立公園 第1種 特別地域	田辺市		71	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率は10% 以内 標準伐期齢 +10年以上	
	新宮市		265			
	白浜町		46			
	すさみ町		24			
	那智勝浦町		90			
	太地町		26			
	北山村		2			
	串本町		232			
	計		756			
国立公園 第2種 特別地域	田辺市		359	択伐若しくは 部分皆伐	択伐率は30% 以内、皆伐は 一伐区2ha以内 標準伐期齢 以上	
	新宮市		522			
	白浜町		209			
	すさみ町		174			
	那智勝浦町		475			
	太地町		118			
	北山村		259			
	串本町		704			
	計		2,820			

(単位 面積：h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
国立公園 第3種 特別地域	田辺市		664	特に定めない		
	新宮市		830			
	白浜町		233			
	すさみ町		293			
	那智勝浦町		638			
	太地町		2			
	北山村		36			
	串本町		66			
	計		2,762			
国立公園 特別保護地区	田辺市		101	禁伐		
	計		101			
国立公園 第1種 特別地域	田辺市		175	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率は 10%以内 標準伐期齢 +10年以上	
	計		175			
国立公園 第2種 特別地域	田辺市		424	択伐若しくは 部分皆伐	択伐率は30% 以内、皆伐は 一伐区2ha以内 標準伐期齢 以上	
	計		424			
国立公園 第3種 特別地域	田辺市		4,276	特に定めない	全般的な風致 の維持を考慮 して施業する	
	計		4,276			
県立自然公園 第1種 特別地域	田辺市		678	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率は 10%以内 標準伐期齢 +10年以上	
	新宮市		293			
	古座川町		514			
	計		1,485			
県立自然公園 第2種 特別地域	田辺市		1,370	択伐若しくは 部分皆伐	択伐率は30% 以内、皆伐は 一伐区2ha以内 標準伐期齢 以上	
	新宮市		238			
	白浜町		374			
	すさみ町		8			
	古座川町		467			
	計		2,457			

(単位 面積：h a)

種類	森林の所在		面積	施業の方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
県立自然公園 第3種 特別地域	田辺市		8,943	特に定めない		
	新宮市		650			
	白浜町		1,665			
	古座川町		1,935			
	計		13,193			
自然環境保全 法による県自然環境保全 地域特別地区	田辺市		216	禁伐若しくは 単木択伐		
	新宮市		6			
	すさみ町		4			
	計		226			
鳥獣保護法に よる特別保護 地区	田辺市		719	禁伐若しくは 単木択伐	択伐率 20%以内	
	那智勝浦町		76			
	計		795			
文化財保護法 ・県文化財保 護条例によ る、史跡、名 勝、天然記念 物に係る指定 地域	田辺市		87	禁伐若しくは 単木択伐	現状変更には 許可が必要	
	新宮市		93			
	白浜町		16			
	上富田町		3			
	すさみ町		9			
	那智勝浦町		50			
	古座川町		11			
	串本町		4			
計		273				
都市計画法に よる風致地区	白浜町		326	択伐若しくは 部分皆伐		
	計		326			

- (注) 1. 法令の制限を受けている森林の面積は、担当各課からの報告数値を計上
2. 小数点以下四捨五入のため、計は必ずしも一致しない

2 その他必要な事項

なし

1. 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

(単位 面積；h a 比率：%)

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総 数 ②	国 有 林	民 有 林		
総 数	238,216	210,821	11,599	199,222	88	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	102,691	90,828	7,850	82,978	88
	新宮市	25,523	23,258	1,876	21,382	91
	白浜町	20,098	16,195	0	16,195	81
	上富田町	5,737	3,617	57	3,560	63
	すさみ町	17,445	16,199	1,104	15,095	93
	那智勝浦町	18,331	16,281	250	16,031	89
	太地町	581	329	0	329	57
	古座川町	29,423	28,257	51	28,206	96
	北山村	4,820	4,521	411	4,110	94
	串本町	13,567	11,336	0	11,336	84

(注) 1. 区域面積は、全国都道府県市区町村別面積調（国土地理院調査資料）による。

2. 国有林面積は国有林の面積及び公有林野等官行造林地の面積で令和5年3月31日現在の数値。

3. 民有林面積は林業振興課資料（令和5年4月1日現在）による。

4. 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(2) 地 況

ア. 気 候

観測所	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 高 積 雪 深 (cm)	主風の 方 向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
龍神観測所	37.2	-8.6	13.6	3,337	-	ENE	
栗栖川観測所	39.3	-6.8	14.8	2,864	-	ENE	
新宮観測所	38.4	-2.6	17.8	3,589	-	ENE	
南紀白浜観測所	37.5	-3.7	17.2	1,920	-	SSE	
西川観測所	38.9	-6.4	15.0	3,726	-	NNE	
潮岬観測所	36.1	-1.8	17.7	2,747	-	W	

注1 気象庁 HP(過去の気象データ)より求めた令和4年から過去10年間の平均数値。
(最高気温(最低気温)は10年間の最高(最低)の値)

イ. 地 勢

Iの1.(1)自然的、(2)社会・経済的背景を参考

ウ. 地質、土壌等

Iの1.(1)自然的、(2)社会・経済的背景を参考

(3) 土地利用の現況

(単位 面積：h a)

区 分	総 数	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	238,216	210,821	5,827	1,777	4,045	21,558	6,924	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	102,691	90,828	3,490	495	2,990	8,362	2,588
	新宮市	25,523	23,258	162	121	41	2,103	868
	白浜町	20,098	16,195	652	381	271	3,251	1,077
	上富田町	5,737	3,617	640	202	438	1,480	518
	すさみ町	17,445	16,199	190	123	67	1,056	250
	那智勝浦町	18,331	16,281	319	248	71	1,731	587
	太地町	581	329	12	1	11	240	129
	古座川町	29,423	28,257	133	88	45	1,033	154
	北山村	4,820	4,521	14	3	11	285	26
	串本町	13,567	11,336	215	115	100	2,016	727

- (注) 1. 面積総数、森林面積は1.の(1)市町村別土地面積及び森林面積から再掲。
2. 農地面積は、令和4年農林水産関係市町村別データ(農林水産省資料)による。
3. 宅地面積は令和4年固定資産の価格等の概要調査書(総務省、令和4年1月1日現在)による。
4. 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(4) 産業別純生産額

(単位 金額：百万円)

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水産業			
総 数	564,568	18,206	10,672	1,533	6,001	115,414	430,947	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	232,126	8,979	7,568	709	702	38,380	184,767
	新宮市	105,077	417	142	185	90	21,600	83,059
	白浜町	62,922	2,105	833	87	1,184	13,969	46,848
	上富田町	47,423	1,038	941	63	33	15,852	30,533
	すさみ町	11,590	330	153	86	91	3,270	7,990
	那智勝浦町	36,525	671	278	115	278	6,896	28,958
	太地町	5,979	345	5	9	330	1,514	4,121
	古座川町	5,884	671	520	151	0	1,557	3,656
	北山村	5,017	64	40	25	0	1,048	3,905
	串本町	52,027	3,588	192	102	3,294	11,328	37,111

(注) 1. 市町村別の産業生産額は、令和2年度市町村民経済計算(県調査統計課)による。(消費税及び附属利子を含む。)

2. 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(5) 産業別就業者数

(単位 人数：人)

区 分	総 数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 数	農 業	林 業	水産業			
総 数	79,584	6,283	4,829	601	853	13,457	56,860	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	34,726	3,929	3,473	320	136	6,206	22,928
	新宮市	11,758	251	126	91	34	1,797	9,321
	白浜町	9,257	467	330	22	115	1,627	6,845
	上富田町	7,365	456	406	35	15	1,523	5,086
	すさみ町	1,614	154	75	19	60	344	1,098
	那智勝浦町	6,202	305	148	42	115	830	4,889
	太地町	1,253	93	15	4	74	166	992
	古座川町	940	104	79	21	4	126	686
	北山村	176	23	14	9	-	34	117
	串本町	6,293	501	163	38	300	804	4,898

(注) 1. 令和2年度国勢調査(就業状況基本統計 第6-3表 男女、年齢(5級階級)、産業(大分類)別就業者数及び平均年齢)による。

2. 総数は、分類不能の産業を含む。

2. 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区 分		総 数			1 齢 級			2 齢 級				
		面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量		
総 数		198,929	73,554	686	260	22	0	831	95	2		
		1,620	91	1	0	0	0	0	0	0		
立 木 地	総 数	総 数	195,985	73,554	686	260	22	0	831	95	2	
			153	91	1	0	0	0	0	0	0	
		針	127,573	62,900	650	154	22	0	656	93	2	
			153	91	1	0	0	0	0	0	0	
		広	68,412	10,654	36	106	0	0	174	2	0	
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	人 工 林	総 数	総 数	125,718	62,158	657	260	22	0	788	95	2
				153	91	1	0	0	0	0	0	0
			針	124,873	62,106	655	154	22	0	656	93	2
				153	91	1	0	0	0	0	0	0
			広	845	53	2	106	0	0	131	1	0
				0	0	0	0	0	0	0	0	0
立 木 地	工 林	育 単 層 成 林	総 数	125,563	62,096	656	260	22	0	787	94	2
			針	124,718	62,043	653	154	22	0	656	93	2
			広	845	53	2	106	0	0	131	1	0
		育 成 複 層 林	総 数	155	63	1	0	0	0	1	0	0
				153	91	1	0	0	0	0	0	0
			針	155	63	1	0	0	0	1	0	0
	広	153	91	1	0	0	0	0	0	0		
		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	立 木 地	天 然 林	総 数	70,268	11,396	29	0	0	0	43	0	0
				針	2,700	794	0	0	0	0	0	0
				広	67,567	10,602	34	0	0	0	43	0
			育 単 層 成 林	総 数	40	2	0	0	0	0	15	0
針				0	0	0	0	0	0	0	0	0
広				39	2	0	0	0	0	15	0	0
育 複 層 成 林		総 数	1,265	215	1	0	0	0	2	0	0	
		針	18	3	0	0	0	0	0	0	0	
		広	1,247	212	1	0	0	0	2	0	0	
天 生 然 林		総 数	68,963	11,179	28	0	0	0	26	0	0	
		針	2,682	791	0	0	0	0	0	0	0	
		広	66,281	10,388	33	0	0	0	26	0	0	
竹 林		160	—	—								
無立木地		2,785	—	—								

(注) 1. 複層林の面積等は、上層木の該当する齢級欄下段に記載するとともに、下層木は該当する齢級欄上段に記載した。

2. 複層林の材積は、上層木、下層木ごとにその該当する齢級欄に記載した。

3. 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³

3 齢 級			4 齢 級			5 齢 級			6 齢 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
1,079	112	10	1,849	225	16	1,113	202	11	1,274	354	10
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
1,079	112	10	1,849	225	16	1,113	202	11	1,274	354	10
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
660	96	7	764	155	10	647	163	7	1,056	331	10
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
419	16	3	1,085	70	6	466	39	5	218	23	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
811	100	8	878	161	10	697	166	7	1,057	332	10
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
655	95	7	729	153	10	639	162	7	1,055	331	10
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
156	4	1	149	8	1	58	5	0	2	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
808	99	8	802	145	10	692	165	7	1,056	331	10
652	95	7	653	136	9	634	160	7	1,054	331	10
156	4	1	149	8	1	58	5	0	2	0	0
3	1	0	76	17	1	5	1	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
3	1	0	76	17	1	5	1	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	5	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
268	12	2	971	64	6	416	35	4	217	23	1
5	0	0	35	2	0	8	1	0	1	0	0
263	12	2	936	62	6	408	34	4	216	23	1
18	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	11	2	971	64	6	416	35	4	216	23	1
5	0	0	35	2	0	8	1	0	1	0	0
245	11	1	936	62	6	407	34	4	215	23	1

7 齡 級			8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
2,729	745	17	4,311	1,356	25	7,257	2,655	42	11,042	4,257	56
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
2,729	745	17	4,311	1,356	25	7,257	2,655	42	11,042	4,257	56
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
1,881	637	14	3,273	1,205	23	6,146	2,482	40	9,344	3,991	55
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
848	108	3	1,038	150	2	1,111	173	2	1,698	266	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,894	638	14	3,352	1,215	23	6,164	2,482	40	9,342	3,987	54
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
1,881	637	14	3,269	1,204	23	6,134	2,478	40	9,317	3,984	54
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
13	2	0	83	11	0	30	4	0	25	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,876	632	14	3,348	1,214	23	6,163	2,481	40	9,341	3,987	54
1,863	630	14	3,265	1,203	23	6,133	2,477	40	9,316	3,983	54
13	2	0	83	11	0	30	4	0	25	3	0
18	7	0	4	2	0	1	1	0	1	0	0
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
18	7	0	4	2	0	1	1	0	1	0	0
15	5	0	3	1	0	9	3	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
835	106	3	959	140	2	1,093	173	2	1,700	270	1
0	0	0	4	1	0	11	4	0	27	7	0
835	106	3	955	139	2	1,082	169	2	1,673	263	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	6	0	55	9	0	19	3	0	166	28	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43	6	0	55	9	0	19	3	0	166	28	0
792	101	3	904	132	2	1,074	170	2	1,534	242	1
0	0	0	4	1	0	11	4	0	27	7	0
792	101	3	901	130	2	1,063	166	2	1,508	235	1

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³

11 齢 級			12 齢 級			13 齢 級			14 齢 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
22,500	8,770	99	29,908	11,732	115	35,037	13,710	112	28,382	10,645	76
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
22,500	8,770	99	29,908	11,732	115	35,037	13,710	112	28,382	10,645	76
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
17,661	8,012	96	21,312	10,368	113	23,256	11,806	112	16,260	8,697	76
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
4,840	757	3	8,596	1,364	1	11,781	1,904	0	12,122	1,948	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,631	8,006	96	21,159	10,325	113	22,911	11,697	112	15,799	8,559	75
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
17,630	8,006	96	21,157	10,325	113	22,889	11,694	112	15,781	8,556	75
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
1	0	0	2	0	0	23	3	0	18	3	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17,631	8,006	96	21,158	10,324	113	22,911	11,697	112	15,799	8,559	75
17,630	8,006	96	21,156	10,324	113	22,888	11,694	112	15,781	8,556	75
1	0	0	2	0	0	23	3	0	18	3	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2	1	0	6	3	0	5	3	0	2	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4,869	764	3	8,750	1,407	2	12,125	2,013	1	12,583	2,086	1
31	7	0	156	43	0	367	112	1	479	141	1
4,838	757	3	8,594	1,364	1	11,758	1,901	0	12,104	1,945	0
0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	1	0	0	4	1	0
129	23	0	129	22	0	237	40	0	235	41	0
0	0	0	4	1	0	6	1	0	0	0	0
129	23	0	125	22	0	232	39	0	235	40	0
4,740	740	3	8,620	1,385	2	11,887	1,972	1	12,344	2,045	1
31	7	0	152	43	0	362	111	1	478	141	1
4,709	734	3	8,468	1,342	1	11,525	1,861	0	11,866	1,904	0

15 齡 級			16 齡 級			17 齡 級			18 齡 級		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
16,062	5,402	35	9,123	3,107	16	6,540	2,499	15	4,949	1,927	3
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
16,062	5,402	35	9,123	3,107	16	6,540	2,499	15	4,949	1,927	3
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
7,298	4,020	35	3,994	2,289	16	3,309	1,972	12	2,488	1,525	3
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
8,764	1,382	0	5,128	818	0	3,231	528	3	2,461	403	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,052	3,953	34	3,808	2,243	16	3,221	1,947	12	2,381	1,492	8
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
7,029	3,949	34	3,805	2,243	16	3,213	1,945	12	2,378	1,491	8
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
22	3	0	3	0	0	9	2	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7,052	3,953	34	3,808	2,243	16	3,221	1,947	12	2,380	1,491	8
7,029	3,949	34	3,805	2,243	16	3,213	1,945	12	2,377	1,491	8
22	3	0	3	0	0	9	2	0	3	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
4	3	0	2	1	0	5	4	0	16	11	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9,011	1,449	0	5,315	863	0	3,319	552	3	2,568	436	0
269	70	0	189	46	0	96	26	0	110	34	0
8,742	1,379	0	5,125	817	0	3,222	526	3	2,458	402	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58	9	0	51	9	0	119	22	0	10	2	0
3	1	0	2	0	0	1	0	0	1	0	0
55	8	0	49	8	0	118	21	0	9	2	0
8,953	1,440	0	5,264	855	0	3,199	531	3	2,558	434	0
266	70	0	188	46	0	95	26	0	109	33	0
8,687	1,371	0	5,076	809	0	3,104	505	3	2,449	401	0

単位 面積:ha 材積:立木は千m³ 成長量:千m³

19 齡 級			20 齡 級			21 齡 級 以 上		
面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量	面 積	材 積	成長量
3,742	1,455	11	2,747	1,125	4	5,242	3,159	11
26	18	0	19	13	0	22	18	0
3,742	1,455	11	2,747	1,125	4	5,242	3,159	11
26	18	0	19	13	0	22	18	0
1,911	1,152	6	1,426	908	4	4,078	2,977	10
26	18	0	19	13	0	22	18	0
1,831	303	5	1,321	218	0	1,164	182	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,614	1,055	6	1,283	868	4	3,606	2,816	12
26	18	0	19	13	0	22	18	0
1,614	1,055	6	1,283	868	4	3,605	2,816	12
26	18	0	19	13	0	22	18	0
1	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,614	1,055	6	1,283	868	4	3,564	2,782	12
1,614	1,055	6	1,283	868	4	3,563	2,782	12
1	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	42	34	0
26	18	0	19	13	0	22	18	0
0	0	0	0	0	0	42	34	0
26	18	0	19	13	0	22	18	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2,128	400	5	1,464	257	0	1,635	343	0
297	97	0	143	39	0	472	161	0
1,830	303	5	1,321	218	0	1,163	182	1
0	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	9	2	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	9	1	0
2,128	400	5	1,462	257	0	1,626	342	0
297	97	0	143	39	0	472	161	0
1,830	303	5	1,319	217	0	1,154	181	1

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	198,929	195,985	127,573	68,412	125,718	124,873	845	125,563	124,718	845	155	155	0
	材 積	73,645	73,645	62,990	10,654	62,249	62,196	53	62,096	62,043	53	154	154	0
	成長量	687	687	651	36	658	656	2	656	653	2	2	2	0
制限林	面 積	103,880	102,103	65,198	36,905	64,034	63,554	479	63,926	63,447	479	108	108	0
	材 積	42,675	42,675	32,139	10,536	31,679	31,669	10	31,537	31,528	10	142	142	0
	成長量	386	386	350	35	352	350	2	350	349	2	2	2	0
普通林	面 積	95,050	93,882	62,376	31,507	61,684	61,319	365	61,637	61,271	365	47	47	0
	材 積	30,967	30,967	30,849	118	30,570	30,527	43	30,558	30,515	43	12	12	0
	成長量	306	306	305	1	306	305	1	306	305	1	0	0	0

(注) 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位 面積:ha 材積:千m³、成長量:千m³

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐 採 地	未 立 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
70,267	2,700	67,567	39	0	39	1,265	18	1,247	68,963	2,682	66,281	160	2,785	2,005	780
11,395	794	10,602	2	0	2	215	3	212	11,179	791	10,388	—	—	—	—
34	0	34	0	0	0	1	0	1	33	0	33	—	—	—	—
38,069	1,643	36,426	25	0	25	817	15	802	37,227	1,628	35,599	36	1,741	1,203	537
10,996	470	10,527	1	0	1	138	0	138	10,858	470	10,388	—	—	—	—
34	0	34	0	0	0	0	0	0	33	0	33	—	—	—	—
32,198	1,057	31,141	15	0	15	448	3	445	31,736	1,055	30,682	124	1,044	802	242
397	322	75	1	0	1	75	1	74	321	321	0	—	—	—	—
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—

(3) 市町村別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総数	面積	198,929	195,985	127,573	68,412	125,718	124,875	843	125,563	124,721	842	155	154	1
	材積	73,645	73,645	62,991	10,645	62,249	62,197	52	62,096	62,044	52	153	153	0
田辺市	面積	82,885	81,493	56,987	24,506	56,183	55,693	490	56,089	55,599	490	94	94	
	材積	32,717	32,717	29,138	3,579	28,810	28,780	30	28,722	28,692	30	88	88	
新宮市	面積	21,362	21,058	14,432	6,626	14,034	13,959	76	13,976	13,900	76	59	59	
	材積	7,878	7,878	6,848	1,029	6,697	6,693	4	6,632	6,628	4	65	65	
白浜町	面積	16,038	15,868	9,648	6,220	9,313	9,228	85	9,313	9,228	84	1		1
	材積	5,912	5,912	4,953	959	4,837	4,831	6	4,837	4,831	6	0		0
上富田町	面積	3,560	3,485	2,709	776	2,656	2,643	13	2,656	2,643	13			
	材積	1,327	1,327	1,214	113	1,200	1,199	1	1,200	1,199	1			
すさみ町	面積	15,095	14,934	10,296	4,638	10,281	10,256	24	10,281	10,256	24			
	材積	6,265	6,265	5,530	735	5,518	5,517	1	5,518	5,517	1			
那智勝浦町	面積	16,021	15,871	8,806	7,065	8,793	8,746	47	8,793	8,745	47	0	0	
	材積	5,152	5,152	4,009	1,143	3,991	3,987	4	3,991	3,987	4	0	0	
太地町	面積	329	323	124	199	119	119		119	119				
	材積	89	89	62	27	61	61		61	61				
古座川町	面積	28,201	27,750	16,634	11,116	16,454	16,379	75	16,453	16,378	75	1	1	
	材積	9,519	9,519	7,521	1,998	7,445	7,442	3	7,444	7,442	3	0	0	
北山村	面積	4,109	4,015	2,895	1,119	2,858	2,848	10	2,858	2,848	10			
	材積	1,531	1,531	1,353	178	1,340	1,339	1	1,340	1,339	1			
串本町	面積	11,329	11,190	5,042	6,148	5,027	5,004	23	5,027	5,004	23			
	材積	3,245	3,245	2,362	883	2,351	2,348	2	2,351	2,348	2			

(注) 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位 面積:ha 材積:立木はm³

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐 採 跡 地	未 立 木 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
70,268	2,698	67,569	40	0	39	1,265	16	1,249	68,963	2,682	66,281	160	2,785	2,005	780
11,386	794	10,592	2	0	2	205	3	203	11,179	791	10,388	-	-	-	-
25,310	1,293	24,016	34		34	506	15	491	24,770	1,278	23,491	76	1,317	855	461
3,907	358	3,549	1		1	87	3	84	3,820	356	3,464	-	-	-	-
7,023	473	6,550	2	0	2	2		2	7,019	473	6,546	13	292	152	140
1,181	156	1,025	0	0	0	0		0	1,180	155	1,025	-	-	-	-
6,555	420	6,135				311		311	6,244	420	5,824	15	155	145	11
1,075	122	953				57		57	1,018	122	896	-	-	-	-
829	66	763							829	66	763	14	61	49	12
127	15	112							127	15	112	-	-	-	-
4,653	39	4,614				380	1	379	4,273	39	4,235	4	157	143	14
747	13	734				60	0	60	687	13	674	-	-	-	-
7,078	60	7,017	4		4	0		0	7,074	60	7,014	20	131	110	21
1,161	22	1,139	0		0	0		0	1,160	22	1,139	-	-	-	-
205	6	199							205	6	199	3	3	1	2
27	1	27							27	1	27	-	-	-	-
11,296	255	11,041				3		3	11,293	255	11,038	1	451	344	107
2,075	79	1,996				1		1	2,074	79	1,995	-	-	-	-
1,156	47	1,109				4		4	1,152	47	1,105		94	93	1
192	15	177				1		1	191	15	176	-	-	-	-
6,163	38	6,124				58		58	6,104	38	6,066	14	125	115	10
895	14	881				0		0	895	14	881	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林		
			総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	198,929	195,985	127,573	68,412	125,718	124,875	843	125,563	124,721	842	155	154	1
	材 積	73,645	73,645	62,991	10,645	62,249	62,197	52	62,096	62,044	52	153	153	0
県有林	面 積	4,754	4,668	2,485	2,183	2,452	2,449	2	2,451	2,449	2	1	1	0
	材 積	1,730	1,730	1,382	348	1,370	1,369	0	1,369	1,369	0	0	0	0
市町村有林	面 積	5,632	5,493	2,825	2,668	2,746	2,700	47	2,746	2,700	47	0	0	0
	材 積	1,662	1,662	1,275	387	1,245	1,240	4	1,245	1,240	4	0	0	0
財産区有林	面 積	791	772	183	588	182	180	3	182	180	3	0	0	0
	材 積	164	164	80	84	79	79	0	79	79	0	0	0	0
私有林	面 積	187,752	185,052	122,079	62,973	120,337	119,546	792	120,184	119,393	791	154	153	1
	材 積	70,089	70,089	60,253	9,826	59,555	59,508	47	59,402	59,355	47	153	153	0

(注) 小数点以下を四捨五入したため、各計と内訳が一致しないことがある。

単位 面積:ha 材積:立木は千m³

立 木 地												竹 林	無立木地		
天 然 林													総 数	伐 跡 採 地	未 立 地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
70,268	2,698	67,569	40	0	39	1,265	16	1,249	68,963	2,682	66,281	160	2,785	2,005	780
11,386	794	10,592	2	0	2	205	3	203	11,179	791	10,388	-	-	-	-
2,217	36	2,181	1	0	1	237	0	236	1,979	36	1,943	0	85	1	84
360	12	347	0	0	0	43	0	42	317	12	305	-	-	-	-
2,746	125	2,621	0	0	0	57	0	57	2,689	125	2,564	1	138	52	86
417	35	382	0	0	0	10	0	10	407	35	372	-	-	-	-
589	4	586	0	0	0	0	0	0	589	4	586	0	20	18	2
85	1	84	0	0	0	0	0	0	85	1	84	-	-	-	-
64,715	2,533	62,182	38	0	38	971	15	956	63,706	2,518	61,188	159	2,541	1,933	608
10,524	745	9,779	2	0	2	152	3	150	10,370	743	9,627	-	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	保 安 林					保安林施設地区	砂防指定地	自 然 公										
	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他の保安林	計			国 立 公 園					国 定 公 園					
								特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	
総 数	56,308	15,606	346	584	72,844	—	2,906	127	756	2,820	2,762	—	6,465	101	175	424	4,276	
市 町 別 内 訳	田辺市	35,119	5,140	191	38	40,488	—	1,916	—	71	359	664	—	1,094	101	175	424	4,276
	新宮市	4,553	3,529	13	66	8,161	—	80	67	265	522	830	—	1,684	—	—	—	—
	白浜町	2,993	1,172	20	183	4,368	—	274	1	46	209	233	—	489	—	—	—	—
	上富田町	60	100	20	—	180	—	157	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
	すさみ町	2,051	1,250	26	24	3,351	—	116	14	24	174	293	—	505	—	—	—	—
	那智勝浦町	2,139	868	16	78	3,101	—	174	45	90	475	638	—	1,248	—	—	—	—
	太地町	—	7	—	12	19	—	1	—	26	118	2	—	146	—	—	—	—
	古座川町	7,087	2,154	43	53	9,337	—	77	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—
	北山村	1,922	149	—	—	2,071	—	13	—	2	259	36	—	297	—	—	—	—
	串本町	384	1,237	17	130	1,768	—	99	—	232	704	66	—	1,002	—	—	—	—

単位 面積：h a

園									計	保全地域 自然環境保全法による原生自然環境	地域の特別地区 自然環境保全法による自然環境保全	全地域の特別地区 自然環境保全法による県自然環境保	鳥獣保護管理法による特別保護地区	都市緑地保全法による緑地保全地域	都市計画法による風致地区	林業種苗法による特別母樹林	念物に係る指定地等 文化財保護法による史跡名勝天然記	その他	区 分
地種区分未定地域	小 計	特別保護地区	第一種特別地域	第二種特別地域	第三種特別地域	地種区分未定地域	小 計												
-	4,976	-	1,485	2,457	13,193	-	17,135	28,576	-	-	226	795	-	326	-	273	-	総 数	
-	4,976	-	678	1,370	8,943	-	10,991	17,061	-	-	216	719	-	-	-	87	-	田辺市	
-	0	-	293	238	650	-	1,181	2,865	-	-	6	-	-	-	-	93	-	新宮市	
-	0	-	-	374	1,665	-	2,039	2,528	-	-	-	-	-	326	-	16	-	白浜町	
-	0	-	-	-	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	-	3	-	上富田町	
-	0	-	-	8	-	-	8	513	-	-	4	-	-	-	-	9	-	すさみ町	
-	0	-	-	-	-	-	0	1,248	-	-	-	76	-	-	-	50	-	那智勝浦町	
-	0	-	-	-	-	-	0	146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	太地町	
-	0	-	514	467	1,935	-	2,916	2,916	-	-	-	-	-	-	-	11	-	古座川町	
-	0	-	-	-	-	-	0	297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	北山村	
-	0	-	-	-	-	-	0	1,002	-	-	-	-	-	-	-	4	-	串本町	

(6) 樹種別面積表

(単位 面積：h a)

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	コウヤ マキ	その他 針葉樹	クスギ	コナラ	カシ類	その他 広葉樹	合計
総数	49,936	72,899	4,028	18	692	119	179	4,971	63,143	195,985
人工林	49,905	72,835	2,109	18	8	109	121	61	551	125,718
然林	31	64	1,919	0	684	10	58	4,910	62,592	70,267

(注) 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(単位 面積：h a)

市町村	特 定 保 安 林				要 整 備 森 林		備 考
	番 号	面 積			箇所数	面 積	
		総 数	人工林	天然林			

(注) 指定時における状況である。

(8) 荒廃地等の面積

(単位 面積：h a)

区 分	荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数	94	4,645
市 町 村 別 内 訳	田辺市	2,175
	新宮市	464
	白浜町	492
	上富田町	177
	すさみ町	349
	那智勝浦町	257
	太地町	9
	古座川町	408
	北山村	84
	串本町	230

(9) 森林の被害

(単位 面積：h a)

種 類		火 災			干 害			風 害			水 害			松くい虫			カシナガキイムシ			シ カ		
年 度		R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
総 数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	40	41	3	0	0	23	6	18
市 町 村 別 内 訳	田辺市																			23	6	6
	新宮市																2					
	白浜町													39	39	40						3
	上富田町																					
	すさみ町																					8
	那智勝浦町																	1				
	太地町																					
	古座川町																					1
	北山村																					
	串本町														1	1						

(注) 過去3カ年の被害面積である。

(10) 防火線等の整備状況

該当なし

3. 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

(単位 人数：人)

区分	総数	1ha 未満	1~5ha 未満	5~10ha 未満	10~50ha 未満	50ha 以上	
総数	24,313	10,220	8,710	2,415	2,362	606	
市内 町 村 別 内 訳	田辺市	9,802	4,323	3,449	942	850	238
	新宮市	2,329	925	889	239	224	52
	白浜町	1,868	777	689	183	170	49
	上富田町	1,446	771	535	82	52	6
	すさみ町	1,480	408	550	200	262	60
	那智勝浦町	2,588	1,112	943	248	233	52
	太地町	196	127	59	7	3	0
	古座川町	2,178	640	830	286	334	88
	北山村	365	116	123	52	57	17
	串本町	2,061	1,021	643	176	177	44

(注) 令和5年度森林簿により集計。

小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(2) 森林経営計画の認定状況

(単位 面積：h a)

区 分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	人 数	面 積	人 数	面 積	人 数	面 積	
総 数		27,014		485		26,529	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	18,055		323		17,732	
	新宮市	3,054		86		2,968	
	白浜町	4,031		76		3,955	
	上富田町	-		-		-	
	すさみ町	813		-		813	
	那智勝浦町	201		-		20	
	太地町	-		-		-	
	古座川町	400		-		400	
	北山村	380		-		380	
	串本町	80		-		80	

(注) 1. 令和5年3月31日現在

2. 認定人数については、市町村間の重複が多く有意な数値とならないため記載を省略する。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

(単位 面積：ha)

区 分	経営管理権		経営管理実施権		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	224	722	0	0	
田 辺 市	203	665	0	0	
新 宮 市	6	14	0	0	
白 浜 町	11	16	0	0	
上 富 田 町	1	1	0	0	
す さ み 町	1	7	0	0	
那 智 勝 浦 町	0	0	0	0	
太 地 町	0	0	0	0	
古 座 川 町	2	20	0	0	
北 山 村	0	0	0	0	
串 本 町	0	0	0	0	

注1 令和5年度林野庁調査資料による。(令和5年3月31日現在)

2 小数点以下を四捨五入したため、総計と内訳が一致しないことがある。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア. 構成

(単位 員数：人、金額：千円、面積：h a)

市町村別	組 合 名	組合員数	常 勤 役職員数	出 資 金 総 額	組合員所有 (又は組合経営) 森 林 面 積	備考
森 林 組 合	総 数	10 組合	6,466	75	590,035	148,108
	田辺市	龍神村森林組合	749	27	87,545	16,161
		中辺路町森林組合	563	8	75,875	12,314
		本宮町森林組合	453	4	40,790	8,953
	田辺市 上富田町 白浜町	西牟婁森林組合	1,345	13	195,120	27,504
	白浜町 すさみ町	大辺路森林組合	797	7	66,460	24,571
	新宮市	新宮市森林組合	302	2	8,421	3,789
		熊野川町森林組合	405	4	12,382	9,688
	古座川町 串本町	南紀森林組合	1,260	5	60,124	33,085
	那智勝浦町 太地町	那智勝浦町森林組合	426	3	38,280	9,655
	北山村	北山村森林組合	166	2	5,038	2,388
生 産 森 林 組 合	総 数	8 組合	420	0	94,272	1,096
	田辺市	殿原生産森林組合	89	0	40,484	36
		上野生産森林組合	20	0	4,716	36
		木守生産森林組合	17	0	8,400	545
	上富田町	田熊生産森林組合	53	0	822	3
	すさみ町	太間川上字生産森 林組合	8	0	4,750	38
	那智勝浦町	南大居鹿生産森林 組合	100	0	8,550	98
		二河生産森林組合	32	0	21,500	242
古座川町	池野山生産森林組 合	101	0	5,050	98	

(注) R4 森林組合一斉調査による。

(5) 林業事業体の現況

(単位：事業体数)

区 分	造 林 業	保 育 業		素 材 生 産 業	木材卸売業 (素材市 売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他	
		下刈り	間 伐			製材業	その他		
総 数	11	13	16	34	3	51	23	2	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	5	6	6	15	2	17	5	1
	新宮市	2	2	3	5	1	17	8	-
	白浜町	1	1	1	2	-	2	1	1
	上富田町	1	-	-	2	-	4	4	-
	すさみ町	-	-	1	1	-	3	3	-
	那智勝浦町	1	1	3	3	-	3	-	-
	太地町	-	-	-	-	-	-	-	-
	古座川町	1	1	1	2	-	3	2	-
	北山村	-	1	1	1	-	-	-	-
	串本町	-	1	-	3	-	2	-	-

- (注) 1. 造林業、保育業、素材生産業者数は2020年農林業センサスによる。業者数はそれぞれ重複を含む。
2. 木材・木製品製造業の製材業、その他(チップ生産を記載)については、木材・製材・チップ業登録による(令和5年7月末現在)。業者数はそれぞれ重複を含む。
3. その他については、工業統計調査結果報告(令和2年12月25日現在)による家具・装備品製造業を記載した。

(6) 林業労働力の概要

令和2年国勢調査によると県内の林業就労者は1,002人で、平成17年に比べて2%の減少となっている。本県では緑の雇用の推進により、都会等他地域からのU・Iターン者の積極的な雇用により若返りが図られ、平成17年には42%と高齢化が進んでいた60歳以上の就業者の年齢構成は、平成22年には28%まで減少し、令和2年は32%でほぼ維持している。

また、林業就労者数については平成22年に一時的に増加したが、平成27年以降は再び減少に転じた。

日本の人口が平成22年をピークに減り始めている中、森林の持つ多面的機能の維持・発揮、林業の成長産業化に向けて、林業労働力の確保は急務となっている。

< 林業労働力の推移 >

(単位：人)

区分／年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30才未満	82	104	67	52
30～59歳	510	836	713	627
60歳以上	429	357	365	323
計	1,021	1,297	1,145	1,002

(資料) 各年の国勢調査による。

(7) 林業機械化の概況

一般林業機械の保有状況は下記のとおりである。これまでは地形が急峻で、路網整備が十分でなかったことから、集材機等の架線系林業機械が主体であったが、近年の低コスト林業の推進の結果、高性能林業機械の導入が進んでいる。

< 林業機械の保有台数（全県） >

（単位：セット、台）

機 械 種 名		摘 要	台 数	
高 性 能 林 業 機 械	プロセッサ	枝払い・玉切りする自走式機械	55	
	ハーベスタ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	12	
	フォワーダ	積載式集材専用車輛	29	
	タワー・ヤーダ	元柱を具備した自走式集材機械	10	
	スイング・ヤーダ	簡易索張が可能で、旋回可能なブームを装備する集材機械	27	
	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	-	
	スキッダ	牽引式集材専用のトラクタ	-	
	フォーク収納型グラップルバケット	グラップルとバケット機能を併せ持つアタッチメント	5	
そ の 他 林 業 機 械 ・ 器 具	グラップル・ソー	巻立・玉伐り自走式機械	2	
	索 道	索道重力式		2
		索道動力式		8
	集 材 道	小型集材機	動力10ps未満	29
		索道動力式	動力10ps以上	124
	モノケーブル	ジグザグ集材施設	2	
	リモコンウインチ	リモコン、ラジコンによる可搬式木寄せ機	11	
	自走式搬器		22	
	モノレール	懸垂式含む	32	
	小 型 運 材 車		動力20ps未満	7
			動力20ps以上	4
	ホイールタイプトラクタ	林内で集材等の作業を行うホイールタイプのトラクタ	-	
	クロータイプトラクタ	上記でクロータイプのトラクタ	-	
	育林用トラクタ	主として地拵え等の育林作業用	-	
	フォークリフト		89	
	フォークローダ		1	
	ク レ ー ン	運材機能なし	トラッククレーン、ホイールクレーン等	11
		運材機能あり	クレーン付きタイプ	18

機 械 種 名		摘 要	台 数	
そ の 他 林 業 機 械 ・ 器 具	グラ ップ ル	運材機能なし	グラップルローダ作業車	106
		運材機能あり	グラップルローダ付きトラック	5
		トラクタショベル	搬出、育林用等に係わる土工用	2
		ショベル系掘削機械	搬出、育林用等に係わる土工用	30
		チェーンソー		671
		チェーンソー付きリモコン装置	リモコンチェーン・ソー架台	-
		刈払機	携帯式刈払機	296
		植穴堀機		4
		動力枝打ち機	自動木登り式	9
			背負い式等で上記以外	5
		苗畑用トラクタ		5
		樹木粉碎機	伐倒木、伐根、枝条等を粉碎する機械	2

(注) 県業務資料による。(令和4年3月31日現在)

(8) 作業路網等整備の概況

林道の補助的な道路としての役割を果たす森林作業道は、林業労働負担の軽減や間伐等の保育施業の積極的な推進などから、森林組合等が中心となり各種補助事業を活用し開設してきた。これにより、本計画区では令和3年度末で作業道は1,253kmが供用されている。

近年の作業道は、保育施業用としてだけでなく、低コスト林業を推進していく上で、高性能林業機械の導入と併せて、間伐材の搬出等の素材生産コストを低減し、林業収益を向上させる基盤として、その重要性は益々高まっている。

<路網の整備状況>

(単位：km)

路網整備状況	林道	軽車道	森林作業道	合計
	921.1	85.2	1,252.6	2,258.9

(注) 令和5年度県業務資料(令和4年3月31日現在)より。

4. 前期計画の実行状況

(1) 伐採立木材積

(単位 材積：千 m³、実行歩合：%)

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	702	1,481	2,183	917	889	1,806	131	60	83
針葉樹	677	1,481	2,158	893	889	1,782	131	60	83
広葉樹	25	0	25	24	0	24	96	-	96

(注) 実行欄には、前計画の前半5ヶ年分の実行量を記載した。ただし、本計画の樹立年度の実況量については、見込量である。

(2) 間伐計画

(単位 面積：ha、実行歩合：%)

計 画	実 行	実行割合
24,511	12,167	50

(注) (1) の注に同じ。

(3) 人工造林・天然更新別面積

(単位 面積：h a、実行歩合：%)

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,108	1,508	72	1,839	987	54	269	521	194

(注) (1) の注に同じ。

(4) 林道の開設及び拡張の数量

	開 設 延 長			拡 張 箇 所		
	計 画 (km)	実 行 (km)	実行歩合 (%)	計 画 (km)	実 行 (km)	実行歩合 (%)
基幹路網	24	8	33	119	22	18
うち林業専用道	7	6	86	5	0	0

(注) 1. (1) の注と同じ。

(5) 保安施設の数量

ア. 保安林の指定又は解除の面積

(単位 面積：h a、実行歩合%)

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水源かん養保安林	1,765	754	43	2	16	800
土砂流出防備保安林	710	486	68	7	6	86
土砂崩壊防備保安林	17	0	0	6	7	117
その他保安林	0	0	-	4	2	50

(注) (1) の注に同じ。

イ. 保安施設地区の指定

(単位 面積：h a、実行歩合%)

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
—	—	—

(注) (1) の注に同じ。

ウ. 保安施設事業等

(単位 地区数、実行歩合%)

区 分	箇 所 数		実行歩合	
	計 画	実 行		
総 数	91	61	67	
市 町 村 別 内 訳	田辺市	50	30	60
	新宮市	15	9	60
	白浜町	6	7	117
	上富田町	2	2	100
	すさみ町	1	1	100
	那智勝浦町	7	4	57
	太地町	1	0	-
	古座川町	4	3	75
	北山村	3	4	133
	串本町	2	1	50

(注) (1) の注に同じ。

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

(単位 面積：h a、実行歩合%)

施業区分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	—	—	—
	人工造林	—	—	—
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	—	—	—
	主 伐	—	—	—
	間 伐	15	15	100
そ の 他		—	—	—

(注) (1) の注に同じ。

5. 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

（単位 面積：h a）

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地 及びその付帯地	採石採土地	その他	合 計
0	1	18	—	61	80

（注）前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積を記載。

（2）森林以外より森林への異動

（単位 面積：h a）

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
—	—	517	517

（注）前計画の前半5ヶ年に対応する異動面積を記載。

6. 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

(単位 面積：h a、材積：千 m³、延長：km)

分 期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	1,682	2,588	3,514	3,514	3,514	3,514	3,514	3,514
		針 葉 樹	1,643	2,549	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475	3,475
		広 葉 樹	39	39	39	39	39	39	39	39
	主 伐	総 数	961	1,479	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008	2,008
		針 葉 樹	930	1,448	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977	1,977
		広 葉 樹	31	31	31	31	31	31	31	31
	間 伐	総 数	721	1,109	1,506	1,506	1,506	1,506	1,506	1,506
		針 葉 樹	713	1,101	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498
		広 葉 樹	8	8	8	8	8	8	8	8
造 林 面 積	総 数	2,595	3,995	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	4,440	
	人工造林	2,213	3,407	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	
	天然更新	382	588	790	790	790	790	790	790	
林道開設延長		7	17	-	-	-	-	-	-	

注) 四捨五入により各数値と合計が一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

区 分		面 積						
		総 数	1・2齡級	3・4齡級	5・6齡級	7・8齡級	9・10齡級	
第 I 分期	総数		195,985	1,270	2,407	2,580	6,384	16,881
	人工林	総数	125,740	1,096	1,657	1,604	4,796	14,092
		育成単層林	125,506	1,096	1,578	1,593	4,769	14,086
		育成複層林	234	0	78	11	27	6
	天然林	総数	70,245	174	751	977	1,587	2,789
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,327	0	0	0	73	194
天然性林		68,918	174	751	977	1,514	2,595	
第 II 分期	総数		195,985	2,185	2,077	2,975	3,845	10,695
	人工林	総数	125,559	1,455	1,581	1,880	2,583	7,238
		育成単層林	125,022	1,432	1,574	1,854	2,570	7,213
		育成複層林	536	23	7	26	13	24
	天然林	総数	70,427	730	496	1,096	1,261	3,458
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	1,731	0	11	20	31	112
天然性林		68,696	730	485	1,076	1,231	3,345	
第 III 分期	総数		195,985	3,500	1,481	2,480	2,734	6,565
	人工林	総数	125,354	2,304	1,102	1,773	1,766	4,354
		育成単層林	124,538	2,304	1,078	1,750	1,753	4,339
		育成複層林	815	0	24	23	13	15
	天然林	総数	70,632	1,196	378	707	968	2,211
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,157	0	11	19	6	73
天然性林		68,475	1,196	367	688	961	2,138	
第 IV 分期	総数		195,985	3,596	2,185	2,077	2,975	3,845
	人工林	総数	124,966	2,544	1,455	1,581	1,880	2,583
		育成単層林	124,151	2,544	1,432	1,574	1,854	2,570
		育成複層林	815	0	23	7	26	13
	天然林	総数	71,019	1,052	730	496	1,096	1,261
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,720	0	0	11	20	31
天然性林		68,299	1,052	730	485	1,076	1,231	
第 V 分期	総数		195,985	3,589	3,500	1,481	2,480	2,734
	人工林	総数	124,966	2,662	2,304	1,102	1,773	1,766
		育成単層林	124,151	2,662	2,304	1,078	1,750	1,753
		育成複層林	815	0	0	24	23	13
	天然林	総数	71,019	927	1,196	378	707	968
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,720	0	0	11	19	6
天然性林		68,299	927	1,196	367	688	961	
第 VI 分期	総数		195,985	3,584	3,596	2,185	2,077	2,975
	人工林	総数	124,966	2,718	2,544	1,455	1,581	1,880
		育成単層林	124,151	2,718	2,544	1,432	1,574	1,854
		育成複層林	815	0	0	23	7	26
	天然林	総数	71,019	867	1,052	730	496	1,096
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,720	0	0	0	11	20
天然性林		68,299	867	1,052	730	485	1,076	
第 VII 分期	総数		195,985	3,587	3,589	3,500	1,481	2,480
	人工林	総数	124,966	2,857	2,662	2,304	1,102	1,773
		育成単層林	124,151	2,857	2,662	2,304	1,078	1,750
		育成複層林	815	0	0	0	24	23
	天然林	総数	71,019	730	927	1,196	378	707
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,720	0	0	0	11	19
天然性林		68,299	730	927	1,196	367	688	
第 VIII 分期	総数		195,985	3,587	3,584	3,596	2,185	2,077
	人工林	総数	124,966	2,861	2,718	2,544	1,455	1,581
		育成単層林	124,151	2,861	2,718	2,544	1,432	1,574
		育成複層林	815	0	0	0	23	7
	天然林	総数	71,019	726	867	1,052	730	496
		育成単層林	0	0	0	0	0	0
		育成複層林	2,720	0	0	0	0	11
天然性林		68,299	726	867	1,052	730	485	

单位: 面積:ha 材積:千m3

面 積							材 積
11・12齡級	13・14齡級	15・16齡級	17・18齡級	19・20齡級	21齡級以上		
48,195	64,933	28,038	12,387	7,020	5,890	73,943	
36,187	40,801	12,508	6,000	3,119	3,881	59,072	
36,171	40,758	12,498	5,999	3,119	3,838	58,976	
16	43	9	1	0	43	97	
12,008	24,132	15,531	6,386	3,901	2,009	14,871	
0	0	0	0	0	0	0	
217	420	127	146	2	148	259	
11,791	23,712	15,404	6,240	3,899	1,861	14,612	
30,337	61,555	46,555	17,535	10,033	8,193	75,484	
20,147	39,969	29,008	10,918	6,050	4,730	60,827	
20,058	39,863	28,942	10,862	6,039	4,614	60,540	
89	106	66	56	11	116	287	
10,190	21,586	17,547	6,617	3,983	3,463	14,658	
0	0	0	0	0	0	0	
307	468	445	180	46	111	335	
9,883	21,118	17,103	6,437	3,937	3,352	14,323	
17,495	47,419	60,576	27,382	13,676	12,679	77,025	
11,665	31,130	38,401	17,036	8,412	7,410	62,416	
11,578	30,942	38,208	16,944	8,366	7,277	62,054	
88	188	193	92	46	134	362	
5,829	16,290	22,175	10,346	5,264	5,269	14,610	
0	0	0	0	0	0	0	
248	430	641	371	212	147	422	
5,582	15,860	21,534	9,975	5,052	5,122	14,188	
10,520	29,531	60,179	45,777	17,288	18,013	78,838	
7,102	19,436	38,732	28,368	10,711	10,573	64,120	
7,078	19,258	38,557	28,227	10,623	10,434	63,747	
24	179	175	142	87	140	373	
3,417	10,094	21,447	17,408	6,578	7,439	14,718	
0	0	0	0	0	0	0	
122	413	758	770	287	309	772	
3,296	9,681	20,689	16,638	6,291	7,130	13,946	
6,490	16,942	46,439	59,342	26,907	26,083	80,695	
4,311	11,244	30,229	37,325	16,654	15,596	65,945	
4,296	11,156	30,041	37,133	16,562	15,417	65,561	
15	88	188	193	92	180	383	
2,179	5,698	16,211	22,017	10,253	10,486	14,750	
0	0	0	0	0	0	0	
73	274	550	828	463	496	780	
2,106	5,424	15,660	21,189	9,790	9,990	13,970	
3,788	10,299	28,811	58,895	44,818	34,957	82,515	
2,552	6,984	18,860	37,699	27,645	21,049	67,719	
2,539	6,960	18,681	37,524	27,504	20,822	67,326	
13	24	179	175	142	227	393	
1,237	3,315	9,951	21,196	17,173	13,908	14,796	
0	0	0	0	0	0	0	
31	122	413	758	770	596	788	
1,206	3,193	9,538	20,438	16,403	13,313	14,008	
2,685	6,394	16,662	45,219	58,107	52,282	84,146	
1,718	4,270	11,012	29,200	36,368	31,700	69,293	
1,704	4,255	10,924	29,011	36,176	31,428	68,892	
13	15	88	188	193	272	402	
967	2,124	5,650	16,019	21,739	20,582	14,853	
0	0	0	0	0	0	0	
6	73	274	550	828	959	794	
961	2,051	5,376	15,469	20,911	19,623	14,058	
2,811	3,684	10,107	27,965	57,822	78,567	85,782	
1,778	2,476	6,825	18,163	36,800	47,766	70,884	
1,752	2,463	6,800	17,984	36,625	47,398	70,474	
26	13	24	179	175	369	410	
1,033	1,208	3,282	9,802	21,023	30,801	14,898	
0	0	0	0	0	0	0	
20	31	122	413	758	1,366	800	
1,013	1,178	3,160	9,389	20,265	29,435	14,098	

7. その他

(1) 持続的主伐可能量

第1表 主伐(皆伐)の上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m ³)
1, 363

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

(単位 再造林率：% 材積：千m³)

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	1, 363	144	1, 507
90	1, 227		1, 371
80	1, 091		1, 235
70	954		1, 098
60	818		962
50	682		826
40	545		689
30	409		553
20	273		417
10	136		280

(2) その他

なし